

美しい都市づくりのための
デザインガイドライン
(案)

目次

I	はじめに	1
II	美しい都市づくりの手順	4
	1 計画・デザインの流れとガイドラインの使い方	4
	2 届出対象と手続の流れ	5
III	立地特性の読み解きとコンセプト検討	7
	1 敷地とまちとの関係性を調べる	7
	2 景観形成のコンセプトづくり	12
IV	景観形成基準の解説と配慮のポイント	14
	1 景観資源への配慮	14
	2 土地利用区分についての配慮	17
	2-1 デザインの基本的考え方と景観形成基準等の一覧	19
	2-2 景観形成基準等の解説	35
	3 色彩についての配慮	61
	4 チェックリスト	78
V	景観づくりに活用できる制度	79

I はじめに

目的と位置づけ

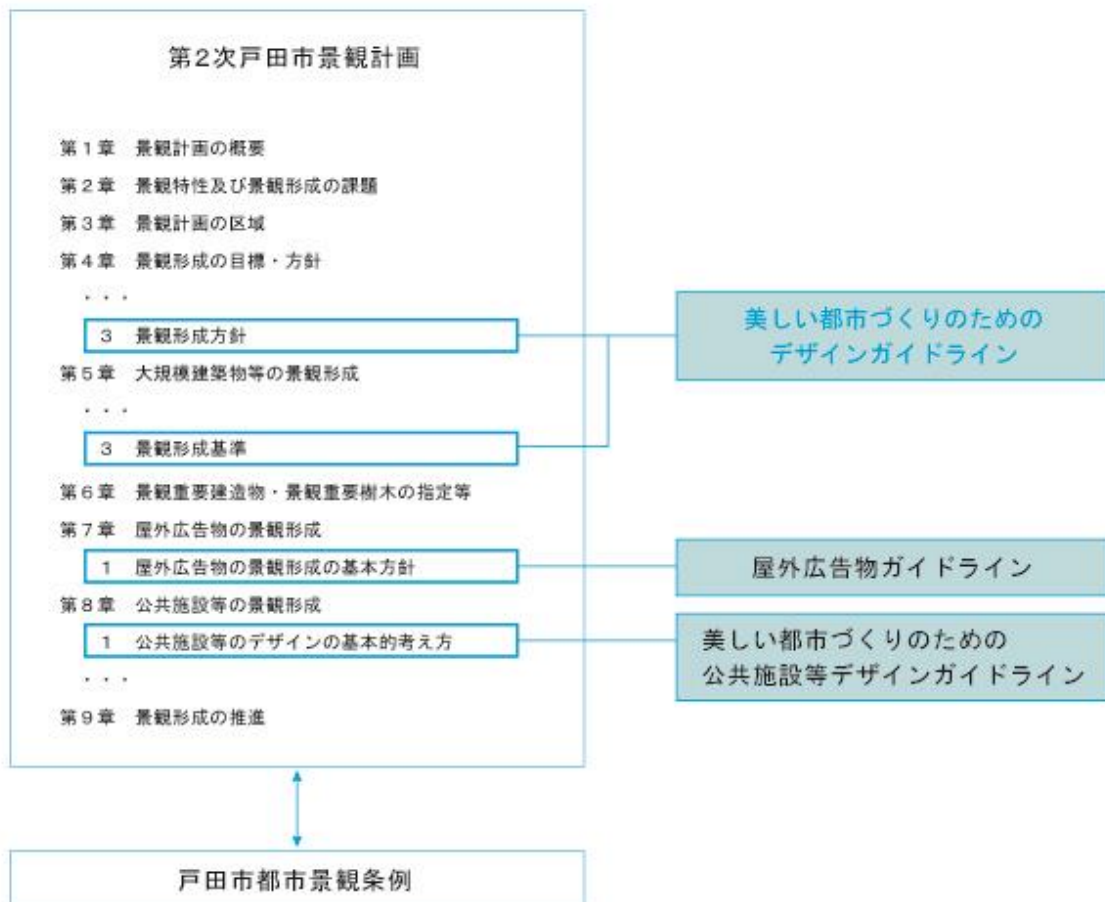
戸田市では、これまで取り組んできた戸田市都市景観条例及び戸田市景観計画に基づく美しい都市づくりを継承し、より効果的な景観誘導を行うため、令和●年●月に「第2次戸田市景観計画」を策定しました。

第2次戸田市景観計画では、“「季節とまちの息吹を感じる景観づくり」～住んでよし、働いてよし、訪れてよしのまちを目指して～”を景観形成の目標とし、この地で暮らし、働く人々が愛着と誇りを持ち、訪れる人々が魅力を感じるまちを目指して、次世代に引き継いでいくこととしています。景観形成の重要な要素である建築物や工作物は、単体としての美しさに加えて周辺環境と調和したデザインが求められます。市全域における建築物等のデザインの基本的考え方のもと、戸田らしい風景を創出していくには、市民・事業者・市の3者が協力して、さらなる景観の質的向上を図っていく必要があります。

このガイドラインは、皆さんが事業を計画する上で、第2次戸田市景観計画に基づき、敷地周辺の景観特性を踏まえ、まとまりある魅力的なまち並みづくりをしていくための景観配慮手法をまとめたものです。

本ガイドラインを参考に、周辺のまち並みとの調和に留意して、建築物等のデザインによる良好なまち並み形成に取り組んでいきましょう。

景観計画と各種ガイドラインの関係



デザイン全般の基本的考え方

1 地域の景観特性や景観資源を尊重したデザインとする

自然、歴史、文化等の地域の景観特性を踏まえるとともに、周辺の景観資源を尊重したデザインとします。また、建築物等の高さ、外壁のデザイン、色彩等は周辺との調和を図り、突出感や違和感のないようにするなど、周辺環境と調和したデザインとします。

2 環境にやさしい戸田らしい風景を創出するようなデザインとする

水や緑を敷地内に取り入れたり、壁面や屋上を緑化したりするなど、本市の景観特性である水、緑等の豊かな自然と共生する、美しさと環境へのやさしさを感じる戸田らしい風景を創出するデザインとします。

3 まち並みに表情を持たせるきめ細かなデザインとする

単調さを感じさせる壁面や、圧迫感を与える形態にならないように注意し、全体の印象を高めるきめ細かなデザインとします。

色彩の基本的考え方

1 周辺の景観になじむ色彩を考える

信号、標識等、目立たないと機能しないものはもちろん、四季折々の花や緑、人々の活動風景や服装はまち並みの中でも目立たせたいものです。これらの背景となる建築物等は、周辺の景観になじませることも重要です。周辺のまち並みの色彩と関連性をもたせ、共通の心地よさが感じられるまち並みづくりを目指します。

このため、建築物等の色彩は、各部位の色彩を同じ色相でそろえるとともに、周辺の建築物等とは、基調色を類似色でそろえたり、色相やトーンをそろえる等の方法によって調和するよう考えます。

2 慣例色をいかし、場所や建築物等の用途にふさわしい色彩を考える

建築物等には、木材、石材、砂、土等の、建材として用いられてきた自然素材の色が慣例的に使われ、今日でも基本の色（慣例色）となっています。また、まちの彩りは住宅地、商業地、工業地といった特性に応じ、それぞれ多く用いられる色彩があります。

建築物等の色彩は、慣例色を基本として、特に派手な色彩は避けるとともに、立地や用途を考慮し、商業地では適度にぎわいをもたせ、住宅地では落ち着きが得られるように、工業地では機能的で親しみやすくなるよう色彩を考えます。

3 建築物等のイメージ、規模や形態にふさわしい色彩を考える

開放感のある建築物等には高明度色が適し、穏やかさや優しさが感じられる建築物等には暖色が適しています。このような色彩の心理的効果をいかし、建築物等のイメージにふさわしい外観を考えます。

また、色彩は面積が大きくなればなるほど、そのイメージが誇張されることから、使用する部分の面積、周辺の建築物等も考慮して慎重に選択します。さらに、「彩りシグナル」により、現況の景観と対比的な「高彩度色」を建築物等の基調色として使用しないようにするとともに、色の塗り分けは建築物等の形や部位に沿って行う等、建築物等の規模や形態にふさわしい色彩を考えます。

4 耐久性にすぐれた色彩を考える

派手な色彩や淡いパステルカラーはたい色しやすく、汚れも目立ちやすいものです。建築物等はライフサイクルが長く、常に屋外で風雨にさらされるため、経年変化や汚れに強い低彩度色を基本と考えます。

夜間照明の基本的考え方

1 夜間景観を演出する

夜間ならではの景観特性を踏まえた上で、土地利用区分別の考え方に沿い、照明方法の工夫により夜間景観の演出を図ります。

2 安全で安心のできる環境をつくる

夜間の都市活動を安全に支えるとともに、安心して快適に過ごせる環境をつくります。認識しやすくわかりやすい照明を工夫するとともに、犯罪や事故を防止するために必要な明るさを確保するよう配慮します。

3 環境との共生に配慮する

照明による過剰・不要な光が周辺に漏れることにより、生活環境の阻害や交通障害のほか、生態系へも悪影響を及ぼす「光害」を防止します。また、無駄を抑えた効果的な照明を工夫するとともに、太陽光、風力等の自然エネルギーを積極的に活用する等、省エネルギーにも配慮するものとします。

II 美しい都市づくりの手順

1 計画・デザインの流れとガイドラインの使い方

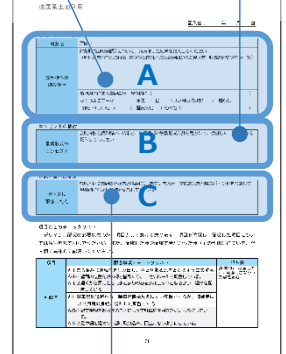
本ガイドラインは、計画・デザインに関する景観配慮手法と、チェックリストで構成されています。

計画・デザインについては、準備編で敷地とまちの関係性を調べ、周辺の景観と調和したコンセプトを検討した後、計画編で具体的な配慮事項を確認します。各段階でチェックリストを活用しながら、デザイン面での配慮や工夫を行ってください。

計画・デザインの流れ			
準備編	STEP 1 Ⅲ章 1 (7 ページ)	敷地とまちの関係性を調べる <ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの方向性を確認する ・周辺のまち並みや景観資源を確認する ・歴史や営みに目を向ける 	
	STEP 2 Ⅲ章 2 (12 ページ)	景観形成のコンセプトづくり <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の計画によりどのような景観を形成していくのかを検討する 	
	計画編	STEP 3 IV章 1 (14 ページ)	景観資源への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺に景観形成の骨格となる資源がある場合に、景観資源を尊重したデザインを検討する
		STEP 4 IV章 2 (17 ページ)	土地利用区分についての配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・デザインの基本的考え方と景観形成基準を確認する ・配慮事項の解説を見ながらデザインに反映する
		STEP 5 IV章 3 (61 ページ)	色彩についての配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・基本事項を理解する ・その上で土地利用ごとの色彩についての配慮事項を見て、デザインに反映する
		STEP 6 IV章 4 (78 ページ)	事前協議等 <ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストを作成する ・届出の手続については 5 ページ

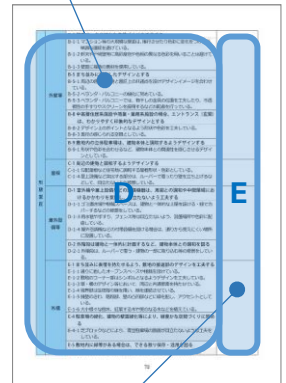
チェックリスト

A 立地特性の読み解き B コンセプトの検討



C 景観資源への配慮

D 土地利用区分別の配慮事項

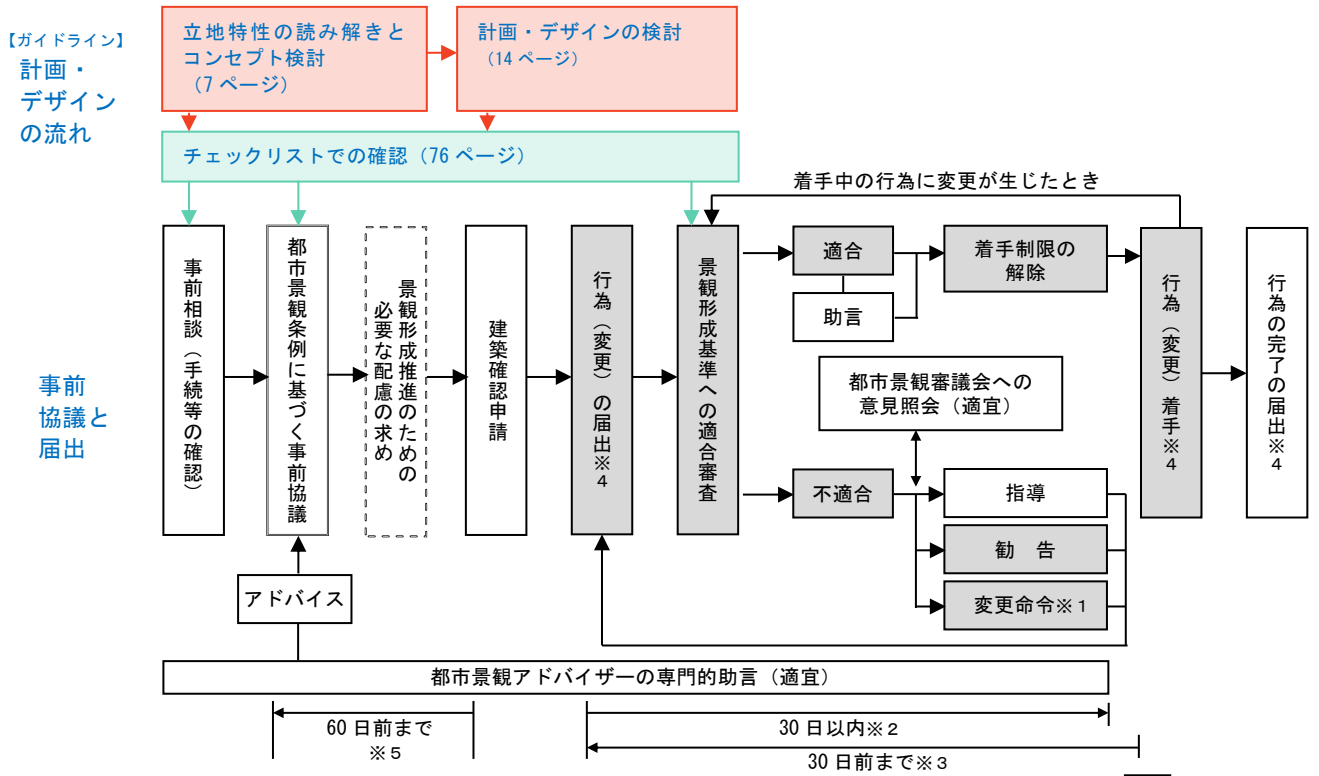


E 特に配慮した点

2 届出対象と手続の流れ

事前協議や届出手続の際には、チェックリストで周辺景観との調和や配慮について確認します。計画・デザインの中でも、チェックリストの項目や配慮すべき事項を参照しながら取り組んでください。

景観計画区域における行為の届出の流れとガイドラインの関係



- ※1 特定届出対象行為のみ対象となります。
- ※2 実地の調査の必要がある場合等は、最大90日まで延長されることがあります。
- ※3 着手制限の解除により短縮されます。また特定届出対象行為で期間が延長された場合にはその期間となります。
- ※4 届出をせず、又は虚偽の届出、違反等をした者に対して法による罰則が定められています。
- ※5 建築確認申請を伴わない行為の場合は、行為着手の60日前までに事前協議を開始します。

届出対象行為と規模

行為の種別	行為の規模
①建築物の建築等 ・ 建築物の新築、増築、改築又は移転 ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	・ 高さが10メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの ・ 開発区域（注1）の面積が500平方メートル以上のもの（高さが10メートル以下の自己用の専用住宅は除く）
②工作物の建設等 ・ 工作物の新設、増築、改築又は移転 ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	・ 塔状工作物（注2）で高さが10メートルを超えるもの、ただし（注3）については高さが15メートルを超えるもの ・ 遊戯施設（注4）で高さが10メートルを超えるもの ・ 製造施設又は貯蔵施設の用途に供する工作物（注5）で高さが10メートルを超えるもの ・ 高架道路、橋等（注6）で高さが5メートルを超え、又は延長が30メートルを超えるもの

注1 ・ 戸田市宅地開発事業等指導条例第2条第1項第7号に定めるもの

注2 ・ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

注3 ・ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

注4 ・ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

注5 ・ 架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者の電気通信用のもの

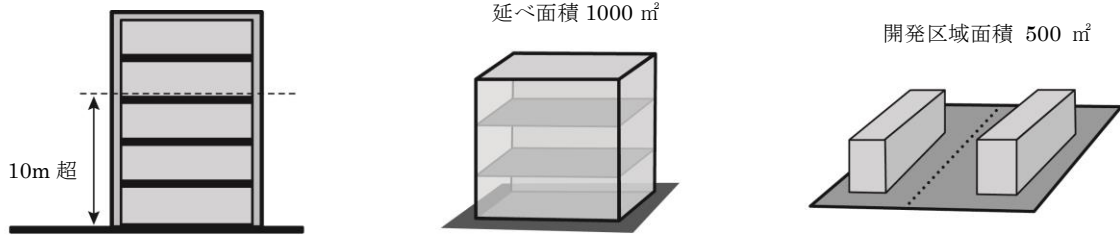
注6 ・ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの

注7 ・ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

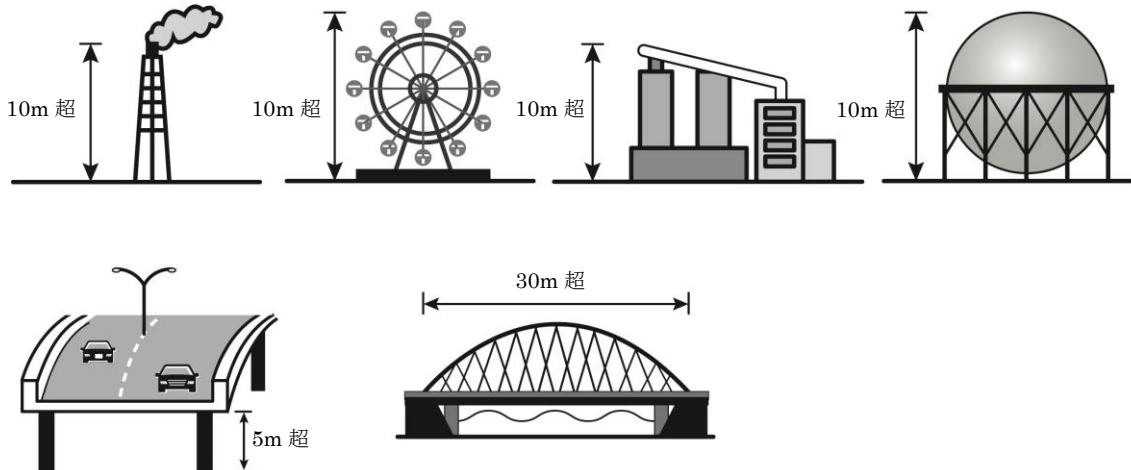
注8 ・ 石油、ガス等を貯蔵する施設

注9 ・ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、橋、水門

（建築物の建築等）



（工作物の建設等）



Ⅲ 立地特性の読み解きとコンセプト検討

1 敷地とまちとの関係性を調べる

STEP 1

次の手順を参考に、建築物や工作物を計画する敷地の立地特性や、周辺のまちの景観特性を読み解きましょう。

①まち並みの方向性を確認

景観形成基準は、5つの土地利用区分に対応して設定しています。土地利用方針図（下図）で、敷地周辺の土地利用区分を確認し、使うべきチェックリストを確認しましょう。

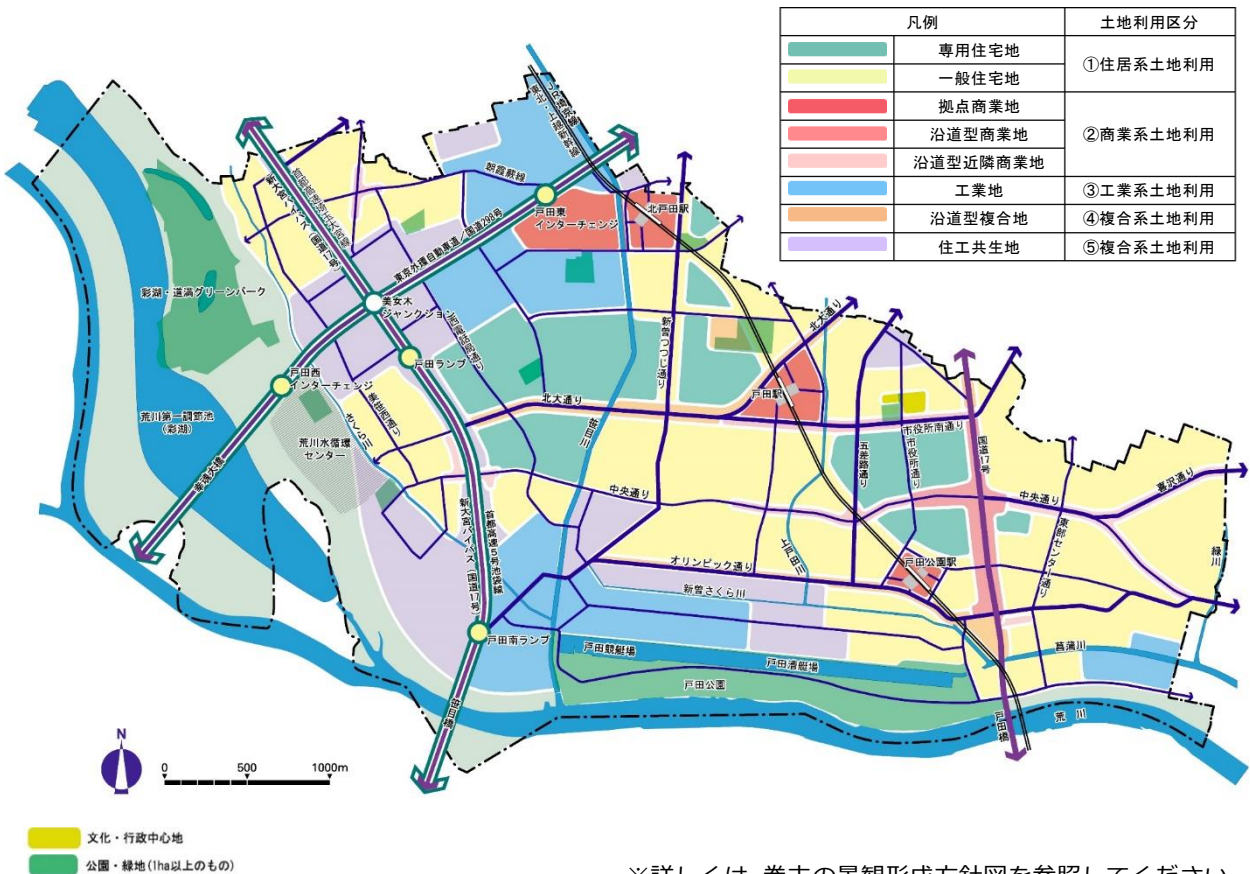
景観づくり推進地区等に該当する場合は、各地区の景観づくり推進計画も参照します。

注意点

次のような場合は、場所の特性、周辺の景観資源、市街地の景観形成の状況等を考慮して、適用する区分を決定します。あらかじめ、都市計画課都市景観担当にご相談ください。

1. 複数の土地利用区分にまたがる敷地の場合
2. 土地利用区分が設定されていない敷地の場合

土地利用方針図



※詳しくは、巻末の景観形成方針図を参照してください

②周辺のまち並みや景観資源

■敷地の見え方を確認する

計画する敷地の周辺のまち並みを観察し、敷地と道路との関係や、周辺の道路や公園などの公共空間から敷地がどのように見えるかを確認します。

ポイント：計画する敷地内から周囲を見渡し、また少し離れていても敷地が見える公共空間を探し、そこからの見え方や、不特定多数の人から見られる頻度などを確認します。

立地による見え方の例



突きあたりは、アイストップとして目に留まりやすい



荒川に近く、土手から屋根並みが見渡せる



JR埼京線のホームから、市街地を広く見渡すことができる

■周辺の景観資源を確認する

景観を構成している主要な要素や、近くに特徴的な景観資源となるものがあるかを確認します。

ポイント：敷地の周辺について、道路の幅員や人通りの状況はどうか、どのような建物が多いのか、街路樹や敷地内の緑の状況はどうかなどを観察します。

周辺にある建物は単体としてだけでなく、まち並みとしてとらえた時の特徴にも注意します。

河川や公園、特徴のある建築物や樹木、工作物など、周辺の景観の中で重要な景観資源となるものがあるかを確認します。

景観資源は、巻末の景観形成方針図でも確認します

周辺のまち並みの例



隣接して農地があり、緑豊かで開放的な空間となっている



ボートコースの水面が手前に広がり、建物全体が見える



のびやかに成長した並木が連続している

【近景・中景・遠景について】

- ・視点場と視対象の距離が近いと「近景」、遠いと「遠景」、その中間を「中景」と呼びます。
- ・敷地がどこから見えるのかを確認し、それぞれの景観ごとのポイントを押さえてデザインしましょう。

区分	景観の見え方とデザインのポイント	重要な要素
遠景	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまち並みとともに、建築物の全体がシルエットとして感じられます。 ・周辺の建物のシルエットともあいまって、全体としての形の「まとまり」が目にとまります。 ⇒配置や規模、おおまかな形態が周辺から突出せず、違和感のないようにすることが重要です。	配置、規模、形態（アウトライン）
中景	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態や意匠などのデザインが意識されるようになります。 ・色彩も、同系色であるかどうか程度は認識できる距離です。 ⇒形態や意匠が周辺と調和し、色相や色調が周りのまち並みになじんでいることが重要です。	形態、意匠 色彩のうち、色相や色調
近景	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全体像は視界に収まりにくくなり、代わりに目線の高さについて詳細が判別できるようになります。 ・色彩の彩度の違いや素材感も認識できますし、意匠の細部のこだわりも感じられます。 ⇒配色や素材についてシミュレーションなども行いながら、周辺のまち並みになじむデザインを細部まで検討することが重要です。	色彩、材質、意匠などの細部



③歴史や営みに目を向ける（「戸田らしさ」の発掘）

計画する敷地の履歴を確認するとともに、地域の成り立ちや歴史背景などを調査します。
地域で引き継がれてきた習慣や祭り、伝統行事などの人々の営みについて把握します。

ポイント：地域史などの文献から地域の成り立ちを調べます。
地名の由来を調べたり、地域の歴史や文化のことをよく知る人に話を聞くことなども有効です。

歴史・文化を調べるには、「戸田市史ある記マップ」もおすすめです



地域の歴史や営みの例

大きな風景を共有し、育てること

荒川沿いの倉庫群、頭上を走る線路、土手から見下ろす水辺空間や街を蛇行する水路の合流点たち。
戸田市には特徴的な風景がある。

それらに共通するのは都市スケールともいべきダイナミックな骨格であり、戸田市の歩みとともに街を形づくってきた魅力的な造形である。

高架下映画祭、水上カフェ、廃線跡の空中緑道、リノオオフィス、泊まれる公園など、都市インフラをささやかな仕掛けにより上手に楽しむ試みが各国でなされている。よく眺めると、街にヒントがある。

高架線路を支える土木構造体。間近に眺めると彫刻のようなコンクリートの量塊がひっそり並んでいる。市内を縦断する列柱空間、広大な庇にもなる線路敷、大聖堂のような壮大な架構など、解釈のしかたで劇的に変身できるフレームワークが用意されている。つまり、ポテンシャルの高い土木資産といえる。

マンション建設により姿を消しつつある倉庫街だが、内部には舞台のような無柱空間が広がる大規模建築群であり、巨大壁面は時間を経て味わいのある表情を持つものが多い。時を遡りながらも、同時に未来を考えるための展示空間や自由な表現の場として、あるいはオリンピックや物流など街の歴史を伝える多世代交流の場として、そして住居ゾーンと荒川をつなぐ新たな拠点として、その痕跡を継承してゆきたい。

街の変化により添いつつ風景のひとかけらを大切に受け継ぐことで、戸田市らしさが育まれるのではないか。

（戸田市都市景観審議会委員 江崎奈穂子）



水と暮らし—水路

戸田の地形は、荒川の氾濫と堆積によってつくられてきた。

河川の流れて形成されたわずかに高い自然堤防上には、古代から集落が発達し、集落の後背にある湿地には、近年に至るまで水田の風景が広がっていた。

水田には用水の存在が欠かせないが、戸田付近の荒川は戸田側の土地が高い微高地の地形となっているため、近代以前の灌漑技術では荒川から用水を引くことができなかった。

そのため、戸田では、はるかに離れた利根川から引水する見沼代用水に頼っており、市内には、江戸時代に整備された見沼代用水の流末を原形とする数多くの水路が張り巡らされている。

これら水路の大部分は、土地区画整理事業で整ったまち並みがつくられる際に大部分が暗渠化されたため、今ではその姿を目にすることはほとんどない。

現在でも一部に残る開渠の水路に、かつての用水としての姿や、子どもたちが生き物とふれあった身近な自然の記憶を感じることはできないだろうか。



戸田市内の水路(現在)

水と暮らし—水塚

現在、彩湖・道満グリーンパークとなっている堤外地域には、かつていくつかの集落があり、度重なる荒川の水害に悩まされてきた。

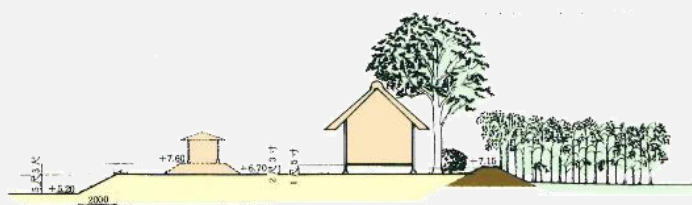
そのうちのひとつであった「^{おもせ}重瀬」地域では、集落や暮らしを水害から守るための工夫がなされていた。

集落を取り囲むように、畑囲堤(ハタゴイ)と呼ばれる田んぼよりも1.5mほど土盛りした堤が配置され、水害が起こる度に住民たちの手によって土盛りされ、補修が重ねられていた。

集落の家々でも、屋敷地において宅地の土盛りをし、水害に備えていた。中でも、蔵や水塚と呼ばれる建物の場合、宅地からの高さが蔵で約1m、水塚に至っては約2.5mあったといわれる。主に衣類や穀物を収納し、出水時には生活必需品を置いて、水が引くまでの間、家族が日常生活を送っていた。建物の1階部分は浸水で閉ざされるため、災害時には2階の天窓に舟を着け、そこから出入りしていた。

また、水害対策として植生も利用していた。樹高があり、密に枝葉を伸ばす樫の性質を利用した「カシグネ」と呼ばれる樫でできた生け垣は、出水時に濁流によって家具や道具などが流れないように堰きとめる役割を担っていた。

このように、古くから荒川の流れて見守り続け、川とともに生きることを選んだかつての堤外地域の集落の姿を通して、戸田と荒川の歴史の一端を知ることができるのではないだろうか。



畑囲堤と宅地の断面図



カシグネ

出典:戸田市立郷土博物館「特別展図録 第20回 彩湖」

2 景観形成のコンセプトづくり

STEP 2







STEP 1 で読み解いた立地特性を踏まえて、周辺と調和する建物や工作物とすることで、より良い景観づくりをめざしましょう。

計画する敷地内だけでなく、周辺の景観との関係についても考え、敷地内の計画によりまち並みとしてどのような景観を形成していくのか、景観形成のコンセプトを検討します。

【ゾーンごとのライフスタイルと景観】

戸田市立地適正化計画では、市内各地域の特徴をいかしたまちづくりを推進するため、市街地の状況に応じてゾーン（下表・次ページ参照）を設定し、誘導すべき都市活動のイメージを提示しています。景観形成のコンセプトを検討する際、ゾーンごとのライフスタイルに応じた都市環境の観点も参考にしてみましょう。

戸田市立地適正化計画におけるゾーン区分と誘導すべき都市活動のイメージ

ゾーン区分	誘導すべき都市活動のイメージ
都会的で洗練された暮らし 	鉄道沿線の通勤や買い物の利便性に魅力を感じる若いファミリー層などが、利便性の高い上質な都市型の洗練されたライフスタイルを満喫しながら暮らしています。
地域に密着した便利な暮らし 	多様な世代の人々が地域の商店で買い物したり、地域活動に参加するなど、地域に密着して暮らしています。
快適でゆとりのある暮らし 	地域で長く暮らしている人や転入して間もない人など、多様な住民が交流し、ゆとりを持ちながら快適に暮らしています。
水と緑に親しむ暮らし 	休日には荒川河川敷を散歩したり、彩湖・道満グリーンパークでスポーツを楽しんだり、近所の公園等で遊ぶなど、日常的に水と緑に親しみながら健康的に暮らしています。
新しい形の住工共生 	地域住民との交流、地域の人の雇用、事業所と地域による災害時の相互協力といった相互にメリットを受けつつ暮らしたり、事業活動を営んでいます。
立地をいかした工業 	都心に近い立地をいかし、製造業、物流等の事業所による都市型工業の事業活動を営んでいます。

IV 景観形成基準の解説と配慮のポイント

1 景観資源への配慮

STEP3

計画する敷地の周辺に景観形成の骨格となる資源がある場合には、敷地との関係性に配慮し、それを計画にいかすよう、景観資源を尊重したデザインを行いましょ。まずは巻末の景観形成方針図を参照し、敷地周辺の景観資源の分布を確認します。

景観資源（下表）の要素には、軸、拠点、地区があります。軸の景観は連続性が重要で、移動しながらの眺めに対して配慮が必要です。拠点の景観は周辺への広がり重要で、その資源をとりまく眺めに対して配慮が必要です。地区の景観は界わい性が重要で、方針に従ってまとまりが感じられるよう配慮が必要です。

景観資源のテーマに応じた配慮のポイントを参照し、対象範囲内の敷地で計画する際には、デザインを工夫しましょう。

景観形成の骨格となる資源と配慮対象範囲

景観資源の要素	対象となる資源	対象となる範囲	テーマ
軸	・荒川	・河川空間の端から 200m	水辺（荒川）
	・笹目川、菖蒲川、緑川、さくら川、上戸田川、新曽さくら川	・河川空間に面した敷地	水辺（市街地内河川等）
	・環境空間や並木道	・景観資源から見える範囲	緑
	・幹線道路、商店街や歩行者空間	・道路や街路に面した敷地	人の集まる場所
拠点	・鉄道 3 駅	・下図の範囲	人の集まる場所
	・公園や景観重要樹木 ・保存樹木、保存生け垣、市民緑地、生産緑地、市民農園	・景観資源から見える範囲	緑
	・景観重要公共施設（戸田公園）	・景観資源から見える範囲	水辺（市街地内河川等） 緑
	・公共建築物	・公共建築物に面した敷地	人の集まる場所
	・三軒協定認定地区	・地区から見える範囲	暮らし
	・社寺その他の歴史的な景観資源	・社寺の境内等から見える範囲	歴史・文化
	・景観づくり推進地区等	※地区ごとに定める範囲	－（※）

※地区ごとの景観づくり推進計画に従うこと

【鉄道3駅の対象となる範囲】



水辺

荒川、笹目川、菖蒲川、緑川、さくら川、上戸田川、新曽さくら川、景観重要公共施設(戸田公園)

(荒川)

○河川空間の端から見た時に、まとまりのあるシルエットとなるようにする

- ・荒川沿いの道路からは、市街地の広がりを見渡すことができます。荒川から遠景として見た時にまとまりを感じられるよう、突出した高さとなることは避け、屋根や外壁の色彩も周辺と調和するようにします。



荒川沿いの道路から見た、まとまりのある建物のシルエット

(市街地内河川等)

○ゆとりある建物配置とする

- ・水辺の広々としたオープンスペースと調和するゆったりとした配置とし、水辺側に緑化のための空間を十分に取ります。また、水辺に対して背を向けない建物等の配置とします。



敷地の河川側に緑を配置している

○水辺の見通しを意識した規模・形態とする

- ・水辺に向かう視線の抜けや、水辺からの眺望を妨げないように、高さを抑える、形態を分節化するなどして見通しを確保します。

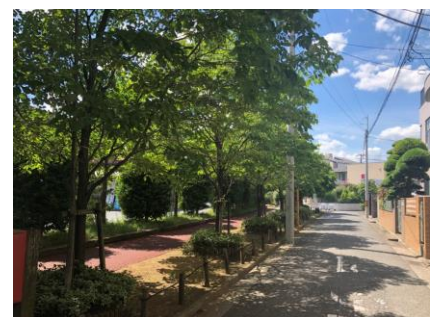
緑

環境空間や並木道*、公園や景観重要樹木、保存樹木、保存生け垣、市民緑地、生産緑地、市民農園、景観重要公共施設(戸田公園)

* 景観形成方針図…「緑の軸」参照

○緑を連続させつなげていく

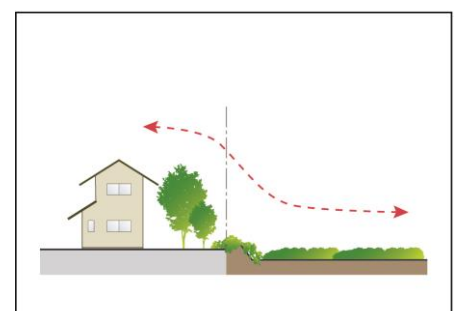
- ・公園やシンボリックな樹木が近隣にある場合は、それらの緑とつながるように敷地内を緑化します。
- ・既存の樹木はなるべく保全し、また、樹種を検討する時は周辺の植生との調和を確認して選択します。



公園・並木の緑とともに潤いあるまち並みをつくる、庭木の緑

○オープンスペースとの空間的なつながりを意識する

- ・緑地、農地などのオープンスペースから見て、空が大きく感じられるように、圧迫感のない建築物の形態となるようにします。また、オープンスペースに接する境界付近には、低木から中高木まで立体感と奥行きを持たせ、植栽を配置します。



オープンスペース側に立体感のある緑を配置するイメージ

○社寺等となじむまち並みをつくる

- ・軒や庇、格子などの意匠を取り入れる、木材を用いるなど、歴史・文化の雰囲気尊重したデザインを取り入れます。
- ・境内や参道の緑とつながるように、敷地を緑化します。
- ・参道や境内から生活感が見えすぎないように、玄関周り、開口部の配置を工夫するとともに、植栽等で修景します。



ベランダの手すりに和風のデザインを取り入れるイメージ

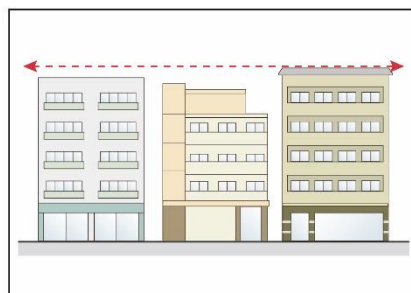
人の集まる場所

幹線道路*、商店街や歩行者空間、鉄道3駅、公共建築物

* 景観形成方針図…「都市軸」、「生活圏構成軸」参照

○幹線道路沿い、商店街での、連続性のあるまち並みをつくる

- ・まとまりのあるスカイラインを形成するため、通りの建物と高さを合わせます。
- ・低層部でのにぎわいを演出するため、内部を見通すことができるガラス素材を用いたデザインや、アクセント色などの色づかいに配慮します。



スカイラインを合わせるイメージ

○鉄道3駅や公共建築物周辺等では品格あるデザインとする

- ・都市の顔となる空間を構成するにふさわしい、きめ細かい建物のデザインや、派手になりすぎない上品な屋外広告物とします。



戸田駅前の商業施設の、すっきりとした印象の外壁

暮らし

三軒協定認定地区

○住宅地での緑豊かで良好なまち並みをつくる

- ・すでに緑化や修景に取り組んでいる敷地の工夫を周りに広げるように、計画する敷地も緑化やデザイン上の工夫をします。
- ・緑化は、低木・中木を配置するスペースを確保し、季節感のある樹種を選定します。
- ・そのほか、庭や空地の位置を合わせるなど、近隣との連続性を意識した敷地内の空間配置を行います。
- ・新たに近隣の家々とともに、三軒協定等の制度を活用するなどして、緑豊かで良好なまちかどづくりに取り組みます。



敷き際に緑化スペースを確保し、通りとして緑豊かなまちかどづくりに取り組んでいる例

2 土地利用区分についての配慮

STEP 4

STEP 1 で計画する敷地のまち並みの方向性を確認したら、土地利用区分ごとの景観形成基準を確認しましょう。

【景観形成基準（建築物・全区分）】

本ガイドラインやチェックリストでは、景観形成基準の項目別（アルファベット）に、全ての土地利用区分で共通する景観形成基準及び配慮事項の通し番号をつけています。

		(19ページ～)	(22ページ～)	(25ページ～)	(28ページ～)	(31ページ～)	
項目		住居系土地利用	商業系土地利用	工業系土地利用	複合系土地利用 (沿道型複合地)	複合系土地利用 (住工共生地)	
A 配置	A-1	まち並みに連続性を生み出し、ゆとりある配置となるよう工夫する	A-2 道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする	A-3 道路等の公共空間と周辺との関係を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する	A-2 道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする	A-3 道路等の公共空間と周辺との関係を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する	
			A-4 まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する		A-4 まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する		
	A-5 駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする						
	A-6	敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する	A-6 敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する	A-6 敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する	A-6 敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する	A-6 敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する	
	形態 意匠	B 外壁 等	B-1	B-2	B-3	B-2	B-4
			壁面は、きめ細かな表情づくりを工夫する	壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する	長大な壁面が生じる場合は、単調にならないよう工夫する	壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する	壁面はきめ細かな表情づくりを工夫するとともに、長大な壁面が生じる場合は単調にならないよう工夫する
B-5 まち並みに調和したデザインとする							
			B-6 駅周辺や商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする	B-7 工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする	B-6 商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする	B-7 工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする	
B-8 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする							
B-9 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする							
C 屋根	C-1	周辺の建物と調和するようデザインする					

【景観形成基準（建築物・全区分）】（続）

項目		住居系土地利用	商業系土地利用	工業系土地利用	複合系土地利用 (沿道型複合地)	複合系土地利用 (住工共生地)
形態 意匠	D 屋外 設備 等	D-1 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないように工夫する				
		D-2 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る				
	E 外構 ・ 緑化 等	E-1 まち並みに表情を持たせるよう、敷地の接道部のデザインを工夫する	E-2 敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する	E-3 敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつつ、ゆとりのあるデザインとする	E-2 敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する	E-3 敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつつ、ゆとりのあるデザインとする
		E-4 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める				
		E-5 敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る				
					E-6 商業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する	E-6 工業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する
F 色彩	F-1 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する					
	F-2 暖かみや落ち着きが感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る	F-3 にぎわいの中にも秩序が感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る	F-4 明るく親しみやすい色彩を基調とし、周辺との調和を図る	F-5 暖かみが感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る	F-5 暖かみが感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る	
	上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする					
G 夜間照明	G-1 暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する					
	G-2 点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く					
				G-3 商業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周辺に配慮する	G-3 工業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周辺に配慮する	

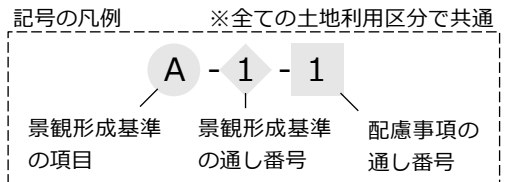
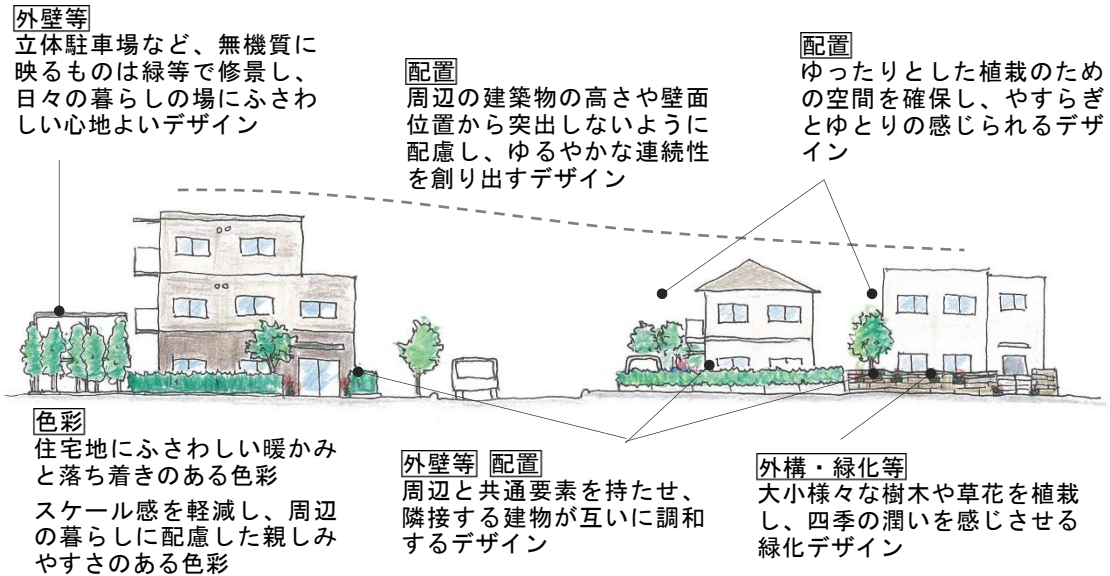
2-1 デザインの基本的考え方と景観形成基準等の一覧

周辺の土地利用にふさわしい景観づくりのため、土地利用区分ごとに配慮事項をまとめています。
次の配慮事項を参考にデザインしましょう。

①建築物

(1) 住居系土地利用

【デザインの基本的考え方】



【景観形成基準等の一覧】

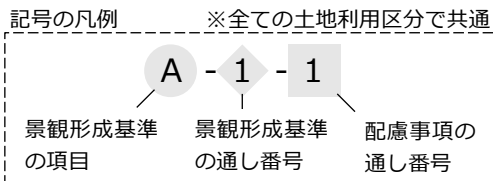
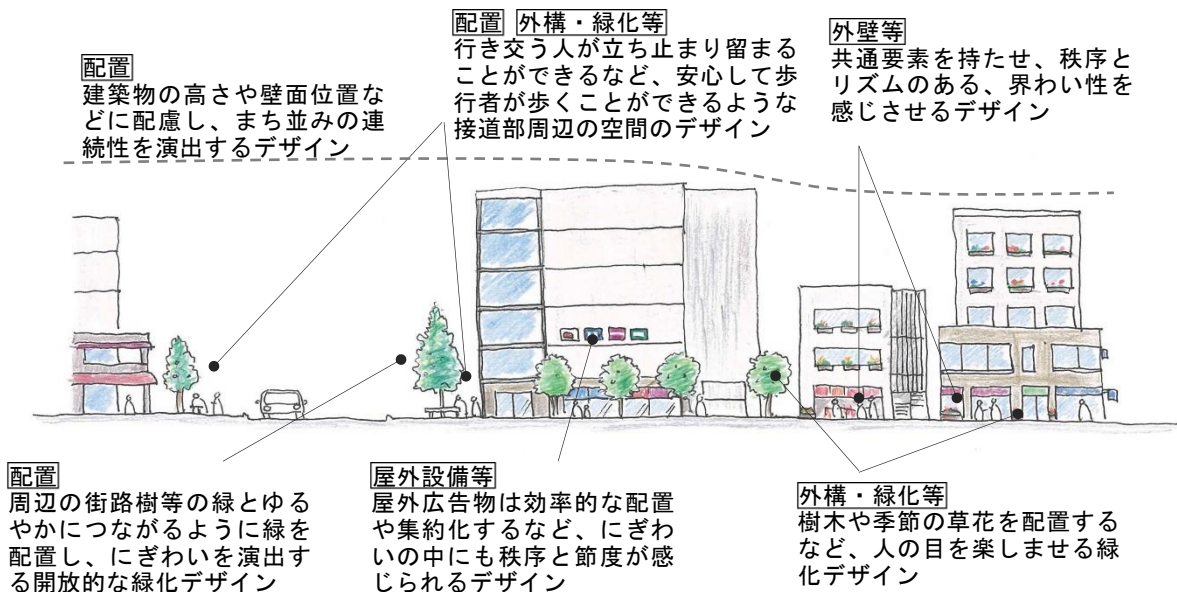
項目	景観形成基準と配慮事項	解説のページ番号
A 配置	A-1 まち並みに連続性を生み出し、ゆとりある配置となるよう工夫する	35
	A-1-1 壁面の位置を隣の棟とそろえたり、一定のルールで配置する。	
	A-1-2 遠くから見たときにまとまりのあるシルエットとなるよう、建物を配置する。	
	A-1-3 適切な隣棟間隔や周囲に開かれたオープンスペースの確保など、ゆとりある景観に配慮した配置とする。	37
	A-5 駐車場は道路から自動車が見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする	
	A-5-1 緑で視線を遮蔽することによって駐車場を目立たないようにする。 A-5-2 駐車場を建物の一部に取り込み、目立たないようにする。	
A-6 敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかわりを意識し、配置する	38	
A-6-1 通りに面した所に植栽スペースを設ける。 A-6-2 隣地境界部に植栽スペースを配置し、緑の奥行きを生み出す。		

形態意匠	B 外壁等	B-1 壁面は、きめ細かな表情づくりを工夫する	39
		B-1-1 マンション等の大規模な壁面は、雁行させたり色彩に変化をつけるなど、単調な連続を避ける。	
		B-1-2 軒天や戸境壁等に高彩度色や色相の異なる色彩を用いることは避ける。 B-1-3 壁面に複数の素材を使用する。	
		B-5 まち並みに調和したデザインとする	40
		B-5-1 周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせる。 B-5-2 ベランダ・バルコニーの緑化に努める。	
		B-5-3 ベランダ・バルコニーでは、物干しの金具の位置を工夫したり、不透視性の手すりやスクリーンを採用する等の配慮を行う。	
		B-8 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする	43
	B-8-2 デザイン上のポイントとなるよう形状や色彩を工夫する。 B-8-3 奥行きを感じられる空間とする。		
	B-9 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする		
	B-9-1 形状や色彩を合わせるなど、建物本体との関連性を感じさせるデザインとする。	43	
	C 屋根	C-1 周辺の建物と調和するようデザインする	44
		C-1-1 勾配屋根など住宅地に調和する屋根形状・色彩とする。	
		C-1-4 屋上設備など突出する部分は、ルーバーで覆ったり壁を立ち上げるなどして、目立たないよう修景する。	
	D 屋外設備等	D-1 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかわわりを意識し、目立たないよう工夫する	45
		D-1-1 ゴミ置き場や駐輪スペースは、建物と一体的な上屋を設ける、緑でカバーする等の修景をする。	
		D-1-3 雨水管や手すり、フェンス等は目立たないよう、設置場所や色彩に配慮する。 D-1-4 屋外空調機などの付帯設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置する。	
		D-2 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る	46
	D-2-1 外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をする。		
	E 外構・緑化等	E-1 まち並みに表情を持たせるよう、敷地の接道部のデザインを工夫する	46
E-1-1 通りに面したオープンスペースや植栽を設ける。			
E-1-2 敷地のコーナー部はシンボルとなるようデザインを工夫する。			
E-1-3 塀・柵のデザイン等において、周辺と共通要素を持たせる。			
E-1-4 境界部は生け垣等の緑を用い、緑を連続させる。			
E-1-5 擁壁のきわ、階段部、壁の凸凹部などに緑を配し、アクセントとする。 E-1-6 大小様々な樹木、紅葉する木や実のなる木などを植える。			
E-4 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める	48		
E-4-1 芝ブロックなどにより、青空駐車場の路面が目立たないような工夫をする。			
E-5 敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る	49		
E-5-1 既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかす。			
F 色彩	F-1 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する	51	
	F-1-1 部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。		
	F-1-2 威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにする。		
	F-2 暖かみや落ち着きを感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る	51	

	F-2-1 YR (黄赤) 系、Y (黄) 系の暖色系の色相で、中・高明度で低彩度の色彩を基調とする。 F-2-2 木材など、素材の色彩をいかす。	
G 夜間照明	G-1 暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する	52
	G-1-1 色温度の低い光源を用いる。 G-1-2 玄関周りや敷地外周部に照明を配置し、やすらぎのある夜間景観の演出に努める。	
	G-2 点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く	54
	G-2-1 法令等により規定されているもの以外に点滅・動光する光源を使用しない。	

(2) 商業系土地利用

【デザインの基本的考え方】



【景観形成基準等の一覧】

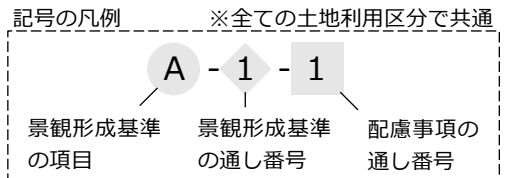
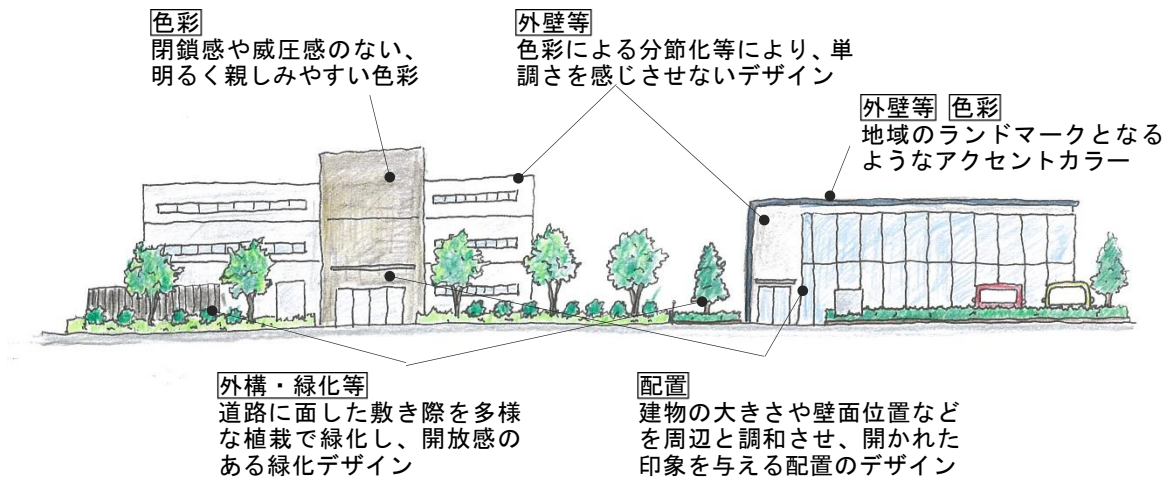
項目	景観形成基準と配慮事項	解説の ページ番号
A 配置	A-2 道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする	35
	A-2-1 壁面の位置や扉の位置は隣とそろえる。	
	A-2-2 一部壁面位置を変化させ、店先の滞留空間等を生み出す。	
	A-2-3 敷地内の空地は歩道と一体となるよう配置する。	37
	A-4 まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する	
	A-4-1 駐車場はできるだけ裏側に配置するなど、通りの連続性を分断しないよう工夫する。	
	A-4-2 駐車場の出入口の配置や誘導サインに留意する。	
	A-5 駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする	37
A-5-3 駐車場の周囲は、植栽を施すなど、車の目立たない工夫をする。	38	
A-6 敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する		
A-6-1 通りに面した所に植栽スペースを設ける。		
A-6-2 隣地境界部に植栽スペースを配置し、緑の奥行きを生み出す。		
形態 B 外壁等	B-2 壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する	39

意匠	B-2-1 境界領域の壁面は窓面や開口部等のオープンなつくりとし、商業地らしいまち並みづくりに努める。	40	
	B-2-2 壁面を雁行させたり、色彩を変化させるなど単調にならないよう工夫する。		
	B-2-3 建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫する。		
	B-2-4 仕上げの違うブロックや飾り目地等をアクセントとする。		
	B-5 まち並みに調和したデザインとする		
	B-5-1 周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせる。		
	B-6 駅周辺や商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする		41
	B-6-1 低層部に店舗を配置し、にぎわいの連続性に配慮する。		
	B-6-2 非店舗の壁面は、ギャラリーや緑を配するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。		
	B-8 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする		43
	B-8-1 車や歩行者の動線に配慮し、アプローチや入口の場所が分かりやすいデザインにする。		
	B-9 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする		43
B-9-2 立体駐車場は壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化修景等によって周辺の建物との違和感がないように気をつける。			
C 屋根	C-1 周辺の建物と調和するようデザインする	43	
	C-1-2 地区の景観に配慮した屋根形状や色彩とする。		
	C-1-4 屋上設備など突出する部分は、ルーバーで覆ったり壁を立ち上げるなどして、目立たないよう修景する。		
D 屋外設備等	D-1 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかわかりを意識し、目立たないよう工夫する	45	
	D-1-5 室外機等は通りから目立たない所に配置し、壁や緑で修景する。		
	D-1-8 広告・看板類は極力数や大きさを抑え、すっきりと見せるよう努める。		
	D-2 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る	46	
D-2-1 外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をする。			
E 外構・緑化等	E-2 敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する	46	
	E-2-1 歩道と舗装デザインやパターンを合わせて、通りとの一体感を生み出す。		
	E-2-2 歩行者が一休みできるような小広場や通り道などの創出に努める。		
	E-2-3 敷地内への見通しを確保する。		
	E-2-4 塀や壁が連続する場合は、素材の工夫やプランターの設置等により、単調にならないよう工夫する。		
	E-2-5 歩行者が利用できるストリートファニチャーを設置し、にぎわいを演出する。		
	E-2-6 植栽やサイン、モニュメント等の工夫により、入口をシンボリックにみせる演出に努める。		
	E-2-7 店舗や建物のイメージを表現する小物で、店先を演出する工夫をする。		
E-4 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める	48		
E-4-1 芝ブロック等により、青空駐車場の路面が目立たないような工夫をする。			
E-4-2 壁面後退部分を駐車場として利用する場合は、緑化修景を施す。			
E-5 敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る	49		
E-5-1 既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかす。			
F 色彩	F-1 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する	51	

	F-1-1 部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。	51
	E-1-2 威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにする。	
	F-3 にぎわいの中にも秩序が感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る	
	F-3-1 中・高明度で中・低彩度の色彩を基調とし、アクセント色をバランス良く採り入れる。	51
	F-3-2 開放的な印象を与える、ガラス等の素材の色彩をいかす。	
G 夜間照明	G-1 暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する	52
	G-1-1 色温度の低い光源を用いる。	
	G-1-3 周辺道路とのつながりに配慮して照度や光源、設置する高さ等の設定を行う。	
	G-1-5 夜間でもシースルーシャッターを用いてショーウィンドウの照明を行うなど演出を工夫する。	
	G-1-6 サインや屋外広告物の照明は上空への光漏れを防ぐため、上から下方向に光を当てる。	
	G-2 点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く	54
G-2-1 法令等により規定されているもの以外に点滅・動光する光源を使用しない。		

(3) 工業系土地利用

【デザインの基本的考え方】



【景観形成基準等の一覧】

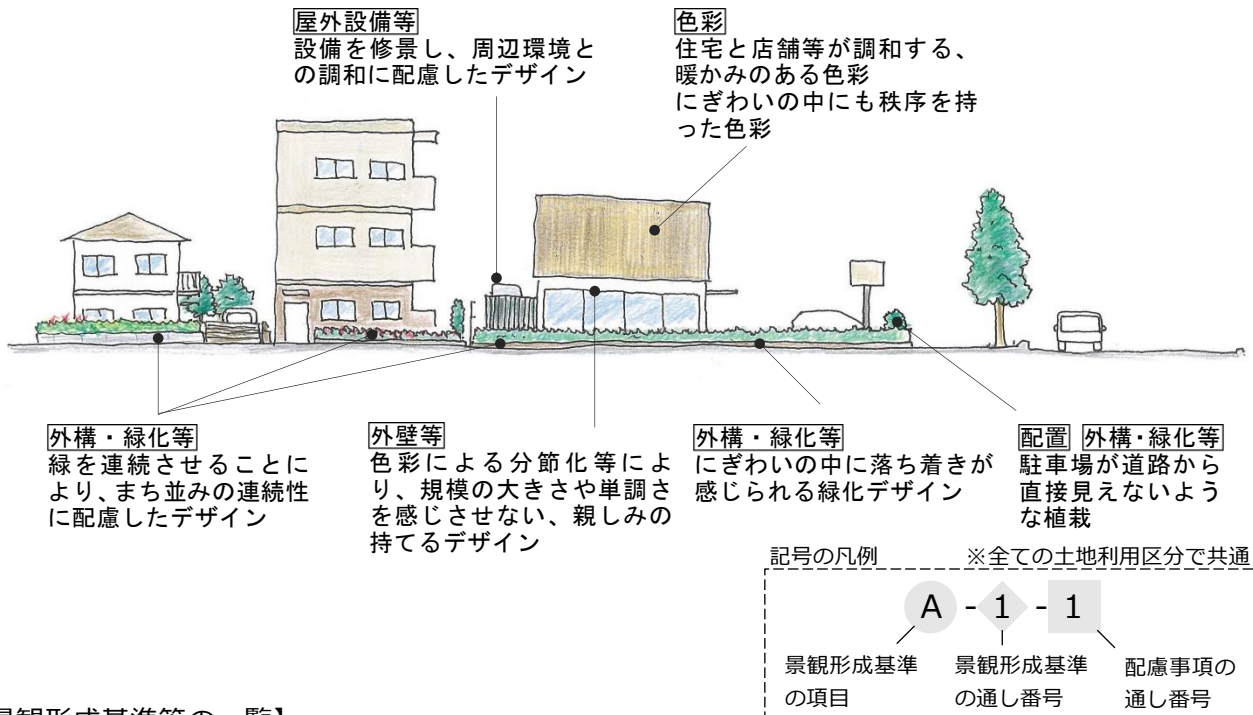
項目	景観形成基準と配慮事項	解説のページ番号	
A 配置	A-3 道路等の公共空間と周辺との関係を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する	35	
	A-3-1 壁面の位置や扉の位置を隣とそろえる。		
	A-3-2 建物の高さを隣とそろえる。		
	A-3-3 敷地内の空地は歩道と一体となるよう配置する。	37	
	A-5 駐車場は道路から自動車が見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする		
	A-5-4 車庫開口部が通りに直接面しないような配置とする。		
	A-5-5 車庫開口部が通りに面する場合は、色彩や建物デザインを工夫し、車や路面が目立たないようにする。	38	
A-6 敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかわわりを意識し、配置する			
A-6-3 植栽の延長を道路や水辺側に対してできるだけ長くとり。			
A-6-4 敷地が水辺に面している場合は水辺側に、できるだけまとまりのある緑を配置する。			
A-6-5 出入口やコーナー部を緑によって特徴づける。	40		
形態意匠 B 外壁等		B-3 長大な壁面が生じる場合は、単調にならないよう工夫する	
		B-3-1 凹凸をつけるなど表情を生み出すよう工夫する。	
		B-3-2 壁面を区分するように配慮した色彩とする。	
		B-5 まち並みに調和したデザインとする	40
		B-5-1 周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせる。	
	B-7 工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする	42	
B-7-1 壁面にグラフィックを用いる場合は親しみやすさを生み出すよう工夫する。			
B-7-2 建物内部の様子や活動が感じられるよう、閉鎖的になりすぎない開口部とす			

	る。 B-7-3 構造体や開口部をアクセントとなるよう色彩に配慮する。	
	B-8 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする	43
	B-8-3 奥行きを感じられる空間とする。	
	B-9 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする	
	B-9-3 立体駐車場は緑化修景等によって周辺の建物との違和感がないように気をつける。	43
C 屋根	C-1 周辺の建物と調和するようデザインする	
	C-1-3 屋根の色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮する。	
	C-1-5 高所からの眺めに配慮し、屋根の色彩や素材に配慮する。	44
	C-1-6 高所からの眺めに配慮し、屋上緑化を施す。 C-1-8 傾斜屋根や屋上緑化など、住宅地との関連性に配慮する。	
D 屋外設備等	D-1 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する	
	D-1-2 建築設備類や変圧器、分電盤等は極力建物との一体化を図る。	
	D-1-6 設備類が露出する場合は、壁面と同系色の塗装を施すか、あるいは逆にアクセント色で塗装する。	45
	D-1-7 建物と一体的になっている工作物は、色彩等を工夫し総合的にデザインする。	
	D-1-9 広告・看板類は建物と一体的にデザインす。	
	D-1-10 出入口の看板は、植栽と一緒にするなど周囲も含めてデザインする。	
	D-2 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る	
	D-2-1 外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をする。	46
E 外構・緑化等	E-3 敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつつ、ゆとりのあるデザインとする	
	E-3-1 オープンスペースを配置する。	
	E-3-2 フェンスは植栽よりも建物側に設置する。	46
	E-3-3 植栽やフェンスを道路から敷地内に引き込んだ位置に設置する。	
	E-4 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める	
	E-4-1 芝ブロック等により、青空駐車場の路面が目立たないような工夫をする。	48
	E-4-3 駐車場は道路から直接見えないように植栽で修景する。 E-4-4 建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫する。	
	E-5 敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る	
	E-5-1 既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかす。	49
F 色彩	F-1 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する	
	F-1-1 部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。	51
	F-1-2 威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにする。	
	F-4 明るく親しみやすい色彩を基調とし、周辺との調和を図る	
	F-4-1 中・高明度で低彩度の色彩を基調とする。 F-4-2 美観の維持に適した色彩となるよう配慮する。	51
G 夜間照明	G-1 暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する	52

	<p>G-1-1 色温度の低い光源を用いる。</p> <p>G-1-4 建物全体を照らすのではなく、壁面の間接照明を用いたり照明器具の設置高さを工夫するなど建物の大きさを感じさせないように配慮する。</p> <p>G-1-6 サインや屋外広告物の照明は上空への光漏れを防ぐため、上から下方向に光を当てる。</p>	
	<p>G-2 点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く</p> <p>G-2-1 法令等により規定されているもの以外に点滅・動光する光源を使用しない。</p>	54

(4) 複合系土地利用 (沿道型複合地)

【デザインの基本的考え方】



【景観形成基準等の一覧】

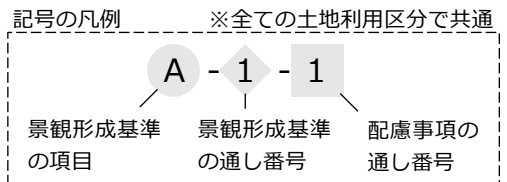
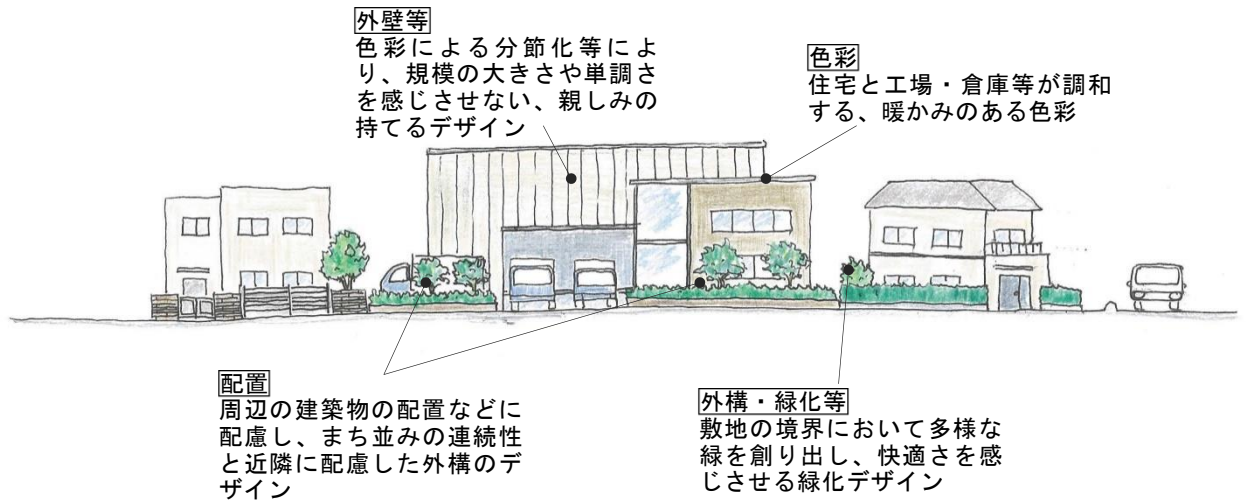
項目	景観形成基準と配慮事項	解説のページ番号
A 配置	A-2 道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする	35
	A-2-1 壁面の位置や塀の位置は隣とそろえる。	
	A-2-2 一部壁面位置を変化させ、店先の滞留空間等を生み出す。	
	A-2-3 敷地内の空地は歩道と一体となるよう配置する。	37
	A-4 まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する	
	A-4-1 駐車場はできるだけ裏側に配置するなど、通りの連続性を分断しないよう工夫する。	
	A-4-2 駐車場の出入口の配置や誘導サインに留意する。	37
	A-5 駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする	
	A-5-3 駐車場の周囲は、植栽を施すなど、車の目立たない工夫をする。	38
A-6 敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する		
A-6-1 通りに面した所に植栽スペースを設ける。		
A-6-2 隣地境界部に植栽スペースを配置し、緑の奥行きを生み出す。	39	
B 外壁等		B-2 壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する
形態意	B-2-1 境界領域の壁面は窓面や開口部等のオープンなつくりとし、商業地らしいまち並みづくりに努める。	

匠	B-2-2 壁面を雁行させたり、色彩を変化させるなど単調にならないよう工夫する。	40	
	B-2-3 建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫している。		
	B-2-4 仕上げの違うブロックや飾り目地等をアクセントとする。		
	B-5 まち並みに調和したデザインとする		
	B-5-1 周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせる。		
	B-6 商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする		41
	B-6-1 低層部に店舗を配置し、にぎわいの連続性に配慮する。		
	B-6-2 非店舗の壁面は、ギャラリーや緑を配するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。		
	B-8 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする		43
	B-8-1 車や歩行者の動線に配慮し、アプローチや入口の場所が分かりやすいデザインにする。		
B-9 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする	43		
B-9-2 立体駐車場は壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化修景等によって周辺の建物との違和感がないように気をつける。			
C 屋根	C-1 周辺の建物と調和するようデザインする	44	
	C-1-2 地区の景観に配慮した屋根形状や色彩とする。		
	C-1-4 屋上設備など突出する部分は、ルーバーで覆ったり壁を立ち上げるなどして、目立たないよう修景する。		
	C-1-7 戸建て住宅の近くに立地する場合は、建物高さや屋根形状を工夫して圧迫感を与えないように努める。		
D 屋外設備等	D-1 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかわわりを意識し、目立たないよう工夫する	45	
	D-1-5 室外機等は通りから目立たない所に配置し、壁や緑で修景する。		
	D-1-8 広告・看板類は極力数や大きさを抑え、すっきりと見せるよう努める。		
	D-2 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る	46	
D-2-1 外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をする。			
E 外構・緑化等	E-2 敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する	46	
	E-2-1 歩道と舗装デザインやパターンを合わせて、通りとの一体感を生み出す。		
	E-2-2 歩行者が一体みできるような小広場や通り道等の創出に努める。		
	E-2-3 敷地内への見通しを確保する。		
	E-2-4 塀や壁が連続する場合は、素材の工夫やプランターの設置等により、単調にならないよう工夫する。		
	E-2-5 歩行者が利用できるストリートファニチャーを設置し、にぎわいを演出する。		
	E-2-6 植栽やサイン、モニュメントなどの工夫により、入口をシンボリックにみせる演出に努める。		
	E-2-7 店舗や建物のイメージを表現する小物で、店先を演出する工夫をする。		
	E-4 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める	48	
	E-4-1 芝ブロック等により、青空駐車場の路面が目立たないような工夫をする。		
E-4-2 壁面後退部分を駐車場として利用する場合は、緑化修景を施す。			
E-5 敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る	49		
E-5-1 既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかす。			
E-6 商業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する	50		
E-6-1 隣接する施設との間に十分な空間を取り、低木や中木により立体的な緑を創出する。			

F 色彩	F-1 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する	51
	F-1-1 部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。	
	F-1-2 威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにする。	
F 色彩	F-5 暖かみを感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る	51
	F-5-1 YR(黄赤)系、Y(黄)系の暖色系の色相で、中・高明度で中・低彩度の色彩を基調とし、アクセント色をバランス良く採り入れる。	
	F-5-3 開放的な印象を与える、ガラス等の素材の色彩をいかに。	
G 夜間照明	G-1 暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する	52
	G-1-1 色温度の低い光源を用いる。	
	G-1-3 周辺道路とのつながりに配慮して照度や光源、設置する高さ等の設定を行う。	
	G-1-5 夜間でもシースルーシャッターを用いてショーウィンドウの照明を行うなど演出を工夫する。	
	G-1-6 サインや屋外広告物の照明は上空への光漏れを防ぐため、上から下方向に光を当てる。	
	G-2 点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く	54
G-2-1 法令等により規定されているもの以外に点滅・動光する光源を使用していない。		
G-3 商業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周辺に配慮する	54	
G-3-1 周辺の住宅地への光もれに留意し、グレアを抑制する。 G-3-2 深夜は照度を落とすなど、やすらぎある光環境づくりに配慮する。		

(5) 複合系土地利用（住工共生地）

【デザインの基本的考え方】



【景観形成基準等の一覧】

項目	景観形成基準と配慮事項	解説のページ番号
A 配置	A-3 道路等の公共空間と周辺との関係を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する	35
	A-3-1 壁面の位置や塀の位置を隣とそろえる。	
	A-3-2 建物の高さを隣とそろえる。	
	A-3-3 敷地内の空地は歩道と一体となるよう配置する。	37
	A-5 駐車場は道路から自動車が見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする	
	A-5-4 車庫開口部が通りに直接面しないような配置とする。 A-5-5 車庫開口部が通りに面する場合は、色彩や建物デザインを工夫し、車や路面が目立たないようにする。	
A 配置	A-6 敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかわわりを意識し、配置する	38
	A-6-1 通りに面した所に植栽スペースを設ける。	
	A-6-5 出入口やコーナー部を緑によって特徴づける。	
形態意匠	B-4 壁面はきめ細かな表情づくりを工夫するとともに、長大な壁面が生じる場合は単調にならないよう工夫する	40
	B-4-1 凹凸をつけるなど表情を生み出すよう工夫する。 B-4-2 壁面を区分するように配慮した色彩とする。	
	B-5 まち並みに調和したデザインとする	40
	B-5-1 周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせる。	
	B-7 工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする	42
	B-7-1 壁面にグラフィックを用いる場合は親しみやすさを生み出すよう工夫する。 B-7-2 建物内部の様子や活動が感じられるよう、閉鎖的になりすぎない開口部とする。	

	B-7-3 構造体や開口部をアクセントとなるよう色彩に配慮する。		
	B-8 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする	43	
	B-8-2 デザイン上のポイントとなるよう形状や色彩を工夫する。		
	B-8-3 奥行きを感じられる空間とする。		
	B-9 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする	43	
	B-9-1 形状や色彩を合わせるなど、建物本体との関連性を感じさせるデザインとする。		
C 屋根	C-1 周辺の建物と調和するようデザインする	44	
	C-1-3 屋根の色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮する。		
	C-1-5 高所からの眺めに配慮し、屋根の色彩や素材に配慮する。		
	C-1-6 高所からの眺めに配慮し、屋上緑化を施す。		
	C-1-8 傾斜屋根や屋上緑化など、住宅地との関連性に配慮する。		
D 屋外設備等	D-1 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する	45	
	D-1-2 建築設備類や変圧器、分電盤等は極力建物との一体化を図る。		
	D-1-6 設備類が露出する場合は、壁面と同系色の塗装を施すか、あるいは逆にアクセント色で塗装する。		
	D-1-7 建物と一体的になっている工作物は、色彩等を工夫し総合的にデザインする。		
	D-1-9 広告・看板類は建物と一体的にデザインする。		
	D-1-10 出入口の看板は、植栽と一緒にするなど周囲も含めてデザインする。		
	D-2 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る	46	
	D-2-1 外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をする。		
	E 外構・緑化等	E-3 敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつらえ、ゆとりのあるデザインとする	46
		E-3-1 オープンスペースを配置する。	
E-3-2 フェンスは植栽よりも建物側に設置する。			
E-3-3 植栽やフェンスを道路から敷地内に引き込んだ位置に設置する。			
E-3-4 塀・柵のデザイン等において、周辺と共通要素を持たせる。			
E-3-5 境界部は生け垣等の緑を用い、緑を連続させる。			
E-3-6 敷地のコーナー部やエントランス周りは樹木や植え込み、花壇等の配置によりシンボル性を演出する。			
E-4 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める		48	
E-4-1 芝ブロック等により、青空駐車場の路面が目立たないような工夫をする。			
E-4-3 駐車場は道路から直接見えないように植栽で修景する。			
E-4-4 建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫する。			
E-5 敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る	49		
E-5-1 既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかす。			
E-6 工業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する	50		
E-6-1 隣接する施設との間に十分な空間を取り、低木や中木により立体的な緑を創出する。			
F 色彩	F-1 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する	51	
	F-1-1 部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。		
	F-1-2 威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにする。		

	F-5 暖かみを感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る	51
	F-5-2 YR (黄赤) 系、Y (黄) 系の暖色系の色相で、中・高明度で低彩度の色彩を基調とする。	
	F-5-3 開放的な印象を与える、ガラス等の素材の色彩をいかす。	
G 夜間照明	G-1 暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する	52
	G-1-1 色温度の低い光源を用いる。	
	G-1-4 建物全体を照らすのではなく、壁面の間接照明を用いたり照明器具の設置高さを工夫するなど建物の大きさを感じさせないように配慮する。	
	G-1-6 サインや屋外広告物の照明は上空への光漏れを防ぐため、上から下方向に光を当てる。	54
	G-2 点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く	
	G-2-1 法令等により規定されているもの以外に点滅・動光する光源を使用しない。	54
	G-3 工業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周辺に配慮する	
G-3-1 周辺の住宅地への光もれに留意し、グレアを抑制する。		
G-3-2 深夜は照度を落とすなど、やすらぎある光環境づくりに配慮する。		

②工作物

項目	景観形成基準と配慮事項	解説の ページ番号
H 配置	H-1 優れた景観が眺望できる場所では、眺望を妨げないよう配慮する	55
	H-1-1 本体の高さをできるだけ抑える。 H-1-2 やむを得ず眺望を妨げる場合には、スリットを設けるなど部分的な眺望が得られるよう工夫する。	
	H-2 敷地の周囲には緩衝帯となる緑や空地进行配置する	55
	H-2-1 植栽の延長を道路や隣地側に対してできるだけ長くとする。	
	H-2-2 フェンスは植栽よりも建物・工作物側に設置する。	
	H-2-3 出入口やコーナー部を緑によって特徴づける。 H-2-4 隣接する敷地との間に適切な距離を確保する。	
H-3 周辺の土地利用や景観との調和に配慮した配置とする	56	
H-3-1 道路から後退させる、建物の裏側に配置するなど、できるだけ目立たないよう工夫する。		
I 形態意匠	I-1 周辺の土地利用や景観との調和に配慮し、突出感や違和感を緩和するような形態意匠とする	56
	I-1-1 工作物の形状や色彩は、周辺と一体感が感じられるデザインとする。	56
	I-2 建物と一体に建設する場合は、建物本体と調和するようデザインする	
	I-2-1 デザインのテーマや要素を建物本体と共通のものとする。 I-2-2 素材や色彩を建物本体と調和したものとする。	
	I-3 長大な面を生じる場合には、単調にならないよう工夫する	57
	I-3-1 凹凸をつけるなど表情を生み出すよう工夫する。 I-3-2 壁面を区分するように配慮した色彩とする。	
	I-4 特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする	58
	I-4-1 構造体や開口部をアクセントとなるよう色彩に配慮する。 I-4-2 素材感を感じさせるデザインを工夫する。	
	I-5 時間の経過とともに趣を深める耐久性のある素材を用いる	58
	I-5-1 汚れが目立たないよう素材や色彩を工夫する。 I-5-2 たい色しやすい高彩度の色彩を大きな面積で使わないよう配慮する。	
	I-6 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する	59
	I-6-1 部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。 I-6-2 強い印象を受ける低明度色や派手な高彩度色を大面積で使用しないようにする。	
J 夜間照明	J-1 暖かみのある光源を用い、シンボルやランドマークとしての演出にも配慮した照明方法等を工夫する	60
	J-1-1 色温度の低い光源を用いている。 J-1-2 周辺の住宅地への光もれに留意している。 J-1-3 低い位置からのスポットライト等により構造体を浮かび上がらせるなど、印象的な演出を工夫している。	
	J-2 点滅する光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く	
	J-2-1 法令等により規定されているもの以外に点滅する光源を使用しない。	60

2-2 景観形成基準等の解説

(1) 建築物

【A 配置】

住 商 工
沿 共

A-1

まち並みに連続性を生み出し、ゆとりある配置となるよう工夫する

日々の暮らしの場にふさわしい心地よい空間となるよう、植栽のための空間を確保するなど、連続性を生み出していきましょう。また、遠景で見たときにシルエットを乱すような突出した配置となることを避けましょう。

[配慮事項]

A-1-1 壁面の位置を隣の棟とそろえたり、一定のルールで配置する。

A-1-2 遠くから見たときにまとまりのあるシルエットとなるよう、建物を配置する。

A-1-3 適切な隣棟間隔や周囲に開かれたオープンスペースの確保など、ゆとりある景観に配慮した配置とする。



壁面の位置を隣の棟とそろえたり、一定のルールで配置している。(A-1-1の例)

住 商 工
沿 共

A-2

道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする

住 商 工
沿 共

A-3

道路等の公共空間と周辺との関係を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する

商業地等では、歩いて楽しい空間をつくるため、道路に対して圧迫感を与えないように留意します。壁面の位置を周辺と合わせ、歩道と一体となるようなオープンスペースを設けましょう。

[配慮事項]

A-2-1 壁面の位置や塀の位置は隣とそろえる。

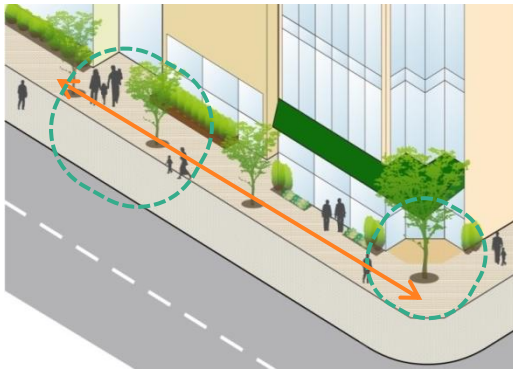
A-2-2 一部壁面位置を変化させ、店先の滞留空間等を生み出す。

A-2-3 敷地内の空地は歩道と一体となるよう配置する。

A-3-1 壁面の位置や塀の位置を隣とそろえる。

A-3-2 建物の高さを隣とそろえる。

A-3-3 敷地内の空地は歩道と一体となるよう配置する。



(左のイラストイメージ)

壁面の位置や塀の位置は隣とそろえる。(A-2-1)

一部壁面後退により、店先の滞留空間を生み出す。(A-2-2)

敷地内の空地は歩道と一体となるよう配置する。

(A-2-3)

更なるゆとりを生み出すため、オープンスペースを連続させて、緑化を連続配置している。



歩行者空間に面して、オープンテラスを配置し、ゆとりとにぎわいを感じさせている。(A-2-2の例)



歩道に面して植栽を連続配置して、歩行者空間との連続性を演出している。(A-2-3、A-3-3の例)

アドバイザーから一言

商業地では、まち並みが連続していることがとても重要です。

壁面後退するよりは、外壁の位置をそろえるほうがにぎわいが生まれます。

店舗が通り沿いに並んでいるような商店街では、店舗の入り口は通りに面するようにしてください。

住 商 工
沿 共

A-4

まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する

住 商 工
沿 共

A-5

駐車場は道路から自動車が見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする

敷地に駐車場を設ける際は、道路から見えにくい位置に配置したり、植栽で周りを修景するなどして、まち並みの連続性を保つように配慮しましょう。

[配慮事項]

A-4-1 駐車場はできるだけ裏側に配置するなど、通りの連続性を分断しないよう工夫する。

A-4-2 駐車場の出入口の配置や誘導サインに留意する。

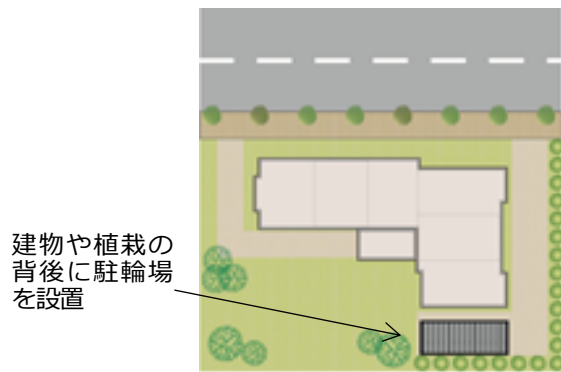
A-5-1 緑で視線を遮蔽することによって駐車場を目立たないようにする。

A-5-2 駐車場を建物の一部に取り込み、目立たないようにする。

A-5-3 駐車場の周囲は、植栽を施すなど、車の目立たない工夫をする。

A-5-4 車庫開口部が通りに直接面しないような配置とする。

A-5-5 車庫開口部が通りに面する場合は、色彩や建物デザインを工夫し、車や路面が目立たないようにする。

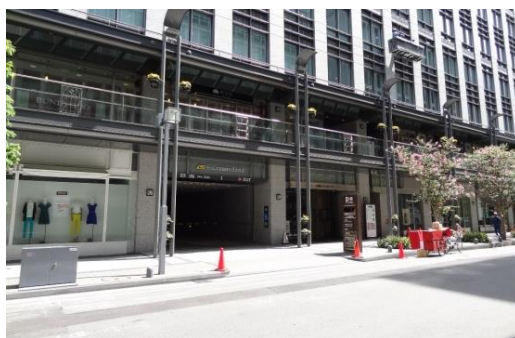


建物や植栽の
背後に駐輪場
を設置

建物の背後や道路から見えにくい場所に駐輪場や駐車場を配置する。(A-4-1の例)



車庫開口部が通りに面する場合は、植栽を配置することで、車や路面が目立たないようにしている。(A-5-1の例)



主要道路に面していない場所に駐車場出入口を設けるなどして、まち並みの連続性に配慮している。(A-4-1、A-4-2の例)



駐車場の前面に植栽を行い、目立たないようにしている。(A-5-3の例)

A-6

敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する

(商業系土地利用、沿道型複合地においては可能な範囲で配慮する)

通りや公共空間に面する敷地に、積極的な緑化を行い緑陰や季節を感じさせるつくりにしめよう。

[配慮事項]

A-6-1 通りに面した所に植栽スペースを設ける。

A-6-2 隣地境界部に植栽スペースを配置し、緑の奥行きを生み出す。

A-6-3 植栽の延長を道路や水辺側に対しできるだけ長くとする。

A-6-4 敷地が水辺に面している場合は水辺側に、できるだけまとまりのある緑を配置する。

A-6-5 出入口やコーナー部を緑によって特徴づける。



通りに面した所に植栽スペースを設けている。(A-6-1の例)



隣地境界部に植栽スペースを配置し、緑の奥行きを生みだしている。(A-6-2の例)



植栽の延長を道路や水辺側に対しできるだけ長くとしている。(A-6-3の例)



敷地が水辺に面している場合は水辺側に、できるだけまとまりのある緑を配置している。(A-6-4の例)



出入口やコーナー部を緑によって特徴づけている。(A-6-5の例)

【B 外壁等】

住 商 工 B-1
浴 共 壁面は、きめ細かな表情づくりを工夫する

住 商 工 B-2
浴 共 壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する

壁面の表情づくりは、まち並みや通りに特徴を与えるものです。できるだけ単調にならないように、素材や色彩などを使い分けて、工夫しましょう。

[配慮事項]

B-1-1 マンション等の大規模な壁面は、雁行させたり色彩に変化をつけるなど、単調な連続を避ける。

B-1-2 軒天や戸境壁等に高彩度色や色相の異なる色彩を用いることは避ける。

B-1-3 壁面に複数の素材を使用する。

B-2-1 境界領域の壁面は窓面や開口部等のオープンなつくりとし、商業地らしいまち並みづくりに努める。

B-2-2 壁面を雁行させたり、色彩を変化させるなど単調にならないよう工夫する。

B-2-3 建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫する。

B-2-4 仕上げの違うブロックや飾り目地等をアクセントとする。



大規模な壁面は、雁行させたり色彩に変化をつけるなど、単調な連続を避けている。(B-1-1の例)



軒天や戸境壁等に高彩度色や色相の異なる色彩を用いることは避けている。(B-1-2の例)



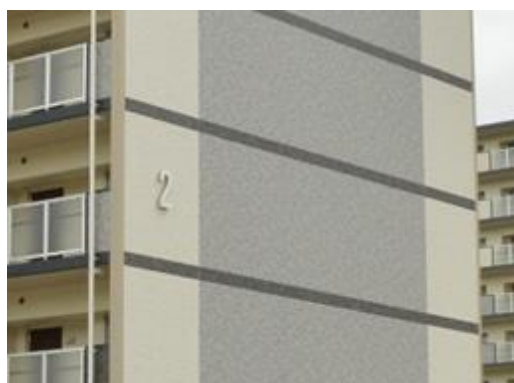
壁面に複数の色彩や素材を使用している。(B-1-3の例)



境界領域の壁面は窓面や開口部等のオープンなつくりとしている。(B-2-1の例)



建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫している。(B-2-3の例)



仕上げの違うブロックや飾り目地等をアクセントとしている。(B-2-4の例)

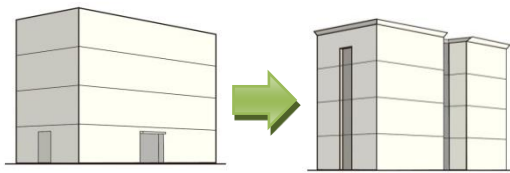
住 商 工 B-3
沿 共 長大な壁面が生じる場合は、単調にならないよう工夫する

住 商 工 B-4
沿 共 壁面はきめ細かな表情づくりを工夫するとともに、長大な壁面が生じる場合は単調にならないよう工夫する

規模の大きな建物は、長大な壁面が生じたり、表情が単調になりがちです。建築物を分棟・分節化や壁面意匠を変化させるなど、外観の表情を工夫しましょう。

[配慮事項]

- B-3-1 凹凸をつけるなど表情を生み出すよう工夫する。
- B-3-2 壁面を区分するように配慮した色彩とする。
- B-4-1 凹凸をつけるなど表情を生み出すよう工夫する。
- B-4-2 壁面を区分するように配慮した色彩とする。



建築物の棟を分けたり、壁面を雁行させるなど、単調にならない工夫のイメージ（B-3-1の例）

アドバイザーから一言

外壁の表情を豊かにするためには、外壁を雁行させることにより陰影をつくりだせば、時間や天気によって表情が変わることになり、とても効果的です。

色彩で塗り分けるとすれば、階段・エレベーターといった垂直方向の部位に沿って行うのをおすすめします。その場合、前面に出る部位の明度をそれ以外の部位よりも少し高くすると、メリハリがつけます。明度で対比をつける場合は、最低限 1.5~2 程度の明度差を設定しましょう。

高層の建築物の場合は、低層部は重厚なデザイン、中層階~高層階になるにつれ淡いデザインや色彩にすると、周辺と調和しやすくなります。

住 商 工 B-5
沿 共 まち並みに調和したデザインとする

周囲の建物と外観意匠を合わせたり、ベランダ・バルコニーの見え方を整えるなど、隣接するまち並みとの調和に配慮しましょう。

[配慮事項]

- B-5-1 周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせる。
- B-5-2 ベランダ・バルコニーの緑化に努める。
- B-5-3 ベランダ・バルコニーでは、物干しの金具の位置を工夫したり、不透視性の手すりやスクリーンを採用する等の配慮を行う。



周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせている。（B-5-1の例）



ベランダや目線より高い場所に、緑化を行い立体的な緑を見せている。（B-5-2の例）



ベランダで、不透視性の手すりやスクリーンを採用する等の配慮を行っている。(B-5-3のイメージ)



ベランダで、物干しの金具の位置を工夫するイメージ (B-5-3のイメージ)

アドバイザーから一言

低層部のベランダには、プランターが置けるような設えをあらかじめ作っておくと、三軒協定 (88ページ参照) 等も活用でき、変化に富んだ表情をつくることができます。

住 商 工
治 共

B-6

駅周辺や商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする

住 商 工
治 共

商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする

商業施設が集積する場所では、店舗のショーウィンドウや屋外広告物などが連なっていることで、にぎわいが印象づけられます。低層部は内部の見える透過性の高いデザインとするなど、行き交う人の目を楽しませることができるようデザインとしましょう。

[配慮事項]

B-6-1 低層部に店舗を配置し、にぎわいの連続性に配慮する。

B-6-2 非店舗の壁面は、ギャラリーや緑を配するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。



低層部に店舗を配置し、にぎわいの連続性に配慮している。(B-6-1の例)



店舗の構造体や開口部をアクセントとなるよう色彩に配慮し、にぎわいを演出している。(B-6-1の例)



建物内部の様子や活動が感じられるよう、閉鎖的になりすぎない開口部としている。(B-6-2の例)

B-7

工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする

大きな壁面になりがちな工業施設では、外壁の面積に見合った、形態や色彩の分節化により、単調な壁面とならないよう特に注意が必要です。

親しみやすさを演出しようとして壁面いっぱいにイラストを描くような方法にすると、飽きられ陳腐化してしまいます。日常的に目にするまち並みだからこそ、分節化などにより、上質なデザインにしたいものです。

その他、開口部をうまくデザインし、アクセントとしたり、内部が感じられるデザインとするのもおすすめです。

[配慮事項]

B-7-1 壁面にグラフィックを用いる場合は親しみやすさを生み出すよう工夫する。

B-7-2 建物内部の様子や活動が感じられるよう、閉鎖的になりすぎない開口部とする。

B-7-3 構造体を穏やかな色彩で現し、細やかな表情を見せている。



壁面にスリットを設け、親しみやすさを生み出すよう工夫している。(B-7-1の例)



建物内部の様子や活動が感じられるよう、閉鎖的になりすぎない開口部としている。(B-7-2の例)



構造体を穏やかな色彩で現し、細やかな表情を見せている。(B-7-3の例)

住 商 工
沿 共

B-8

中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする

施設や店舗のエントランスを印象的な意匠として、正面性やわかりやすさを演出しましょう。

[配慮事項]

- B-8-1 車や歩行者の動線に配慮し、アプローチや入口の場所が分かりやすいデザインにする。
- B-8-2 デザイン上のポイントとなるよう形状や色彩を工夫する。
- B-8-3 奥行きを感じられる空間とする。



デザイン上のポイントとなるよう形状や色彩を工夫している。（B-8-2の例）



形態や意匠を工夫して奥行きを感じられる空間としている。（B-8-3の例）

住 商 工
沿 共

B-9

敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする

立体駐車場の外観は、建物本体の外観意匠と合わせたり、植栽で修景するなど、単調な印象とならないよう配慮しましょう。

[配慮事項]

- B-9-1 形状や色彩を合わせるなど、建物本体との関連性を感じさせるデザインとする。
- B-9-2 立体駐車場は壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化修景等によって周辺の建物との違和感がないように気をつける。
- B-9-3 立体駐車場は緑化修景等によって周辺の建物との違和感がないように気をつける。



立体駐車場を、建物と調和するデザインとし、色彩を分節化して表情を豊かにしている。（I-1-1の例）



立体駐車場は壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化修景等によって周辺の建物との違和感がないように気をつけている。（B-9-2、B-9-3の例）

【C 屋根】

住 商 工 C-1

沿 共 周辺の建物と調和するようデザインする

周辺の低層住宅と中高層建物が混在する場合、中高層建物の外観意匠と屋上部の設え、屋根等を工夫するなど、周辺建物との調和に配慮しましょう。

[配慮事項]

- C-1-1 勾配屋根など住宅地に調和する屋根形状・色彩とする。
- C-1-2 地区の景観に配慮した屋根形状や色彩とする。
- C-1-3 屋根の色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮する。
- C-1-4 屋上設備など突出する部分は、ルーバーで覆ったり壁を立ち上げるなどして、目立たないように修景する。
- C-1-5 高所からの眺めに配慮し、屋根の色彩や素材に配慮する。
- C-1-6 高所からの眺めに配慮し、屋上緑化を施す。
- C-1-7 戸建て住宅の近くに立地する場合は、建物高さや屋根形状を工夫して圧迫感を与えないように努める。
- C-1-8 傾斜屋根や屋上緑化など、住宅地との関連性に配慮する。



集合住宅の屋根形状を勾配とするイメージ



勾配屋根など住宅地に調和する屋根形状・色彩としている。(C-1-1、C-1-2の例)



塔屋や屋上設備などは、ルーバーで覆う、壁面を立ち上げる等の修景をしている。(C-1-4の例)



高所からの眺めに配慮し、屋上緑化を施している。(C-1-6の例)



戸建て住宅の近くに立地する場合は、建物高さや屋根形状を工夫して圧迫感を与えないように努めている。(C-1-7の例)



傾斜屋根や屋上緑化など、住宅地との関連性に配慮している。(C-1-8の例)

アドバイザーから一言

市内の駅は高架になっており、ホームからは遠くまで見渡すことができます。

そのため、駅から見たときの立体駐車場の屋上も、無機質にならないように注意が必要です。

駐車場棟の屋上緑化を検討してみてください。

【D 屋外設備等】

住 商 工
沿 共

D-1

室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する

設備機器は、通りから見えにくい場所に設置するように努めましょう。露出して見えたり、際立って見えてしまう場合は、目立たないように、緑や塀などで修景しましょう。

[配慮事項]

D-1-1 ゴミ置き場や駐輪スペースは、建物と一体的な上屋を設ける、緑でカバーする等の修景をする。

D-1-2 建築設備類や変圧器、分電盤等は極力建物との一体化を図る。

D-1-3 雨水管や手すり、フェンス等は目立たないよう、設置場所や色彩に配慮する。

D-1-4 屋外空調機などの付帯設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置する。

D-1-5 室外機等は通りから目立たない所に配置し、壁や緑で修景する。

D-1-6 設備類が露出する場合は、壁面と同系色の塗装を施すか、あるいは逆にアクセント色で塗装する。

D-1-7 建物と一体的になっている工作物は、色彩等を工夫し総合的にデザインする。

D-1-8 広告・看板類は極力数や大きさを抑え、すっきりと見せるよう努める。

D-1-9 広告・看板類は建物と一体的にデザインする。

D-1-10 出入口の看板は、植栽と一緒にするなど周囲も含めてデザインする。



ゴミ置き場を、建物と一体的な上屋を設ける、緑でカバーする等の修景をしている。(D-1-1の例)



駐輪スペースを建物の一部として取り込んでいる。(D-1-1の例)



屋外空調機を、通りから見えにくい場所に設置している。(D-1-5の例)



広告・看板類は極力数や大きさを抑え、すっきりと見せるよう努めている。(D-1-8の例)



設備類を、壁面と同系色の塗装を施している。(D-1-6の例)



立体駐車場を、外観意匠や色彩等を工夫し建物と総合的にデザインしている。(D-1-7の例)

住 商 工
沿 共

D-2

外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る

屋外階段は、建築物との一体的なデザインとしたり、ルーバー等で覆うなど、工夫しましょう。

[配慮事項]

D-2-1 外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をする。



外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をしている。(D-2-1の例)

【E 外構】

住 商 工
沿 共

E-1

まち並みに表情を持たせるよう、敷地の接道部のデザインを工夫する

住 商 工
沿 共

E-2

敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する

住 商 工
沿 共

E-3

敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつらえ、ゆとりのあるデザインとする

敷地の道路と接する部分は、通行する人にとって最も目が触れる機会が多く、街並みの印象に大きく影響する部分です。接道部の柵や緑化スペースなどのデザインは周辺の敷地と共通点を取り入れて、連続性を生み出し、通りの魅力を生み出します。工業系土地利用では、閉鎖的な塀を設置すると圧迫感をもたらしかねないので、透過性のある柵と樹木を組み合わせるなどしてしつらえます。

[配慮事項]

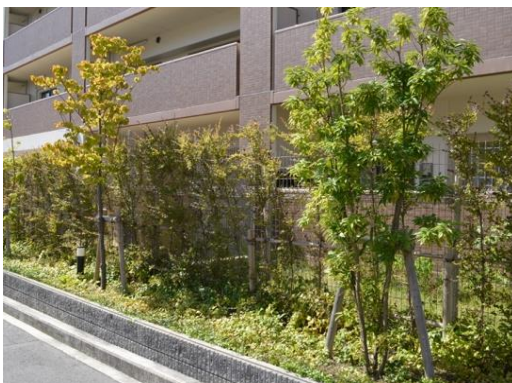
- E-1-1 通りに面したオープンスペースや植栽を設ける。
- E-1-2 敷地のコーナー部はシンボルとなるようデザインを工夫する。
- E-1-3 塀・柵のデザイン、用いる花や木の種類等において、周辺と共通要素を持たせる。
- E-1-4 境界部は生け垣等の緑を用い、緑を連続させる。
- E-1-5 擁壁のきわ、階段部、壁の凸凹部等に緑を配し、アクセントとする。
- E-1-6 大小様々な樹木、紅葉する木や実のなる木等を植える。
- E-2-1 歩道と舗装デザインやパターンを合わせて、通りとの一体感を生み出す。
- E-2-2 歩行者が一休みできるような小広場や通り道等の創出に努める。
- E-2-3 敷地内への見通しを確保する。
- E-2-4 塀や壁が連続する場合は、素材の工夫やプランターの設置等により、単調にならないよう工夫する。
- E-2-5 歩行者が利用できるストリートファニチャーを設置し、にぎわいを演出する。
- E-2-6 植栽やサイン、モニュメント等の工夫により、入口をシンボリックにみせる演出に努める。
- E-2-7 店舗や建物のイメージを表現する小物で、店先を演出する工夫をする。
- E-3-1 オープンスペースを配置する。
- E-3-2 フェンスは植栽よりも建物側に設置する。
- E-3-3 植栽やフェンスを道路から敷地内に引き込んだ位置に設置する。
- E-3-4 塀・柵のデザイン等において、周辺と共通要素を持たせる。
- E-3-5 境界部は生け垣等の緑を用い、緑を連続させる。
- E-3-6 敷地のコーナー部やエントランス周りは樹木や植え込み、花壇等の配置によりシンボリック性を演出する。



通りに面したオープンスペースや植栽を設けている。(E-1-1の例)



敷地のコーナー部はシンボルとなるようデザインを工夫している。(E-1-2の例)



柵と植栽の組み合わせにより、柵を目立ちにくくし、緑量を多く見せている。(E-1-3の例)



塀・柵のデザイン、用いる花や木の種類等において、周辺と共通要素を持たせている。(E-1-3の例)



擁壁のきわ、階段部、壁の凸凹部に緑を配し、アクセントとしている。(E-1-5の例)



擁壁の前面や上部に植栽を行い、構造物の圧迫感を低減させている。(E-1-5の例)



歩道と舗装デザインや色彩を合わせて、通りとの一体感を生みだしている。(E-2-1の例)



歩行者が一休みできるような小広場や通り道等の創出に努めている。(E-2-2の例)



植栽やサイン、モニュメント等の工夫により、入口をシンボリックにみせる演出に努めている。(E-2-6の例)

アドバイザーから一言

緑だけでなく、花もあったほうが、季節ごとの彩りを楽しむことができます。

その際に、同じ系統のものを組み合わせると単調になりがちですが、共通項は持たせた上で花や葉の色、樹形など違う系統のものを組み合わせると、変化に富んで目を楽しませてくれます。

倉庫が多い場所では特に、季節感を感じられる木々を選んではいかがでしょうか。



E-4

駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める

駐車場のアスファルト面や駐車している自動車は、無機質な印象を与えます。そのため、駐車場の周辺は緑化し、路面についても芝ブロックを敷くなどして緑化に努めましょう。また長大な壁面は圧迫感を与えることもあるため、壁面につる植物をはわせることにより緑化するなどしましょう。

[配慮事項]

- E-4-1 芝ブロック等により、青空駐車場の路面が目立たないような工夫をする。
- E-4-2 壁面後退部分を駐車場として利用する場合は、緑化修景を施す。
- E-4-3 駐車場は道路から直接見えないように植栽で修景する。
- E-4-4 建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫する。



駐車場は道路から直接見えないように植栽で修景している。(E-4-3の例)



壁面後退部分を駐車場として利用する場合は、緑化修景を施す。(E-4-2の例)



青空駐車場の場合、芝ブロック等により舗装面を目立たせないようにしている。(E-4-1の例)



建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫している。(E-4-4の例)

アドバイザーから一言

立体駐車場には、ワイヤーメッシュ等を取り付けて、つる植物をはわせて緑化する例もあります。地植えにすれば、水やり等の管理も楽なので、おすすめです。



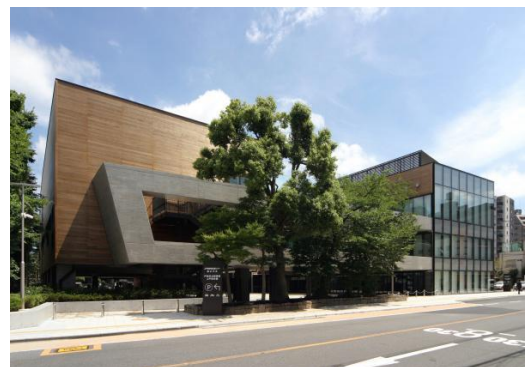
E-5

敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る

敷地内に樹木がある場合は、将来に継承するべく保全し、それをいかせるような外構デザインとなるよう工夫しましょう。

[配慮事項]

- E-5-1 既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかす。



既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかしている。(E-5-1の例)

E-6

商業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する。

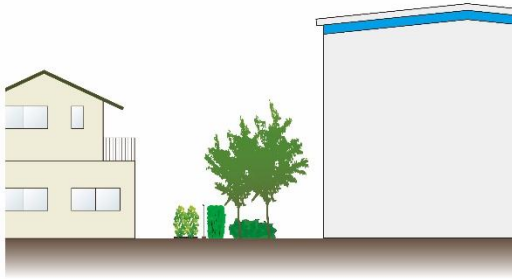
住 商 工
治 共
住 商 工
治 共

工業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する。

商業系施設や工業系施設と住宅が隣接する場合は、施設からの騒音、振動や臭いが住宅に伝わらないように互いに対策をします。それは、工場や商業施設の操業環境を守るためでもあり、住宅の快適な住環境を創り出すためでもあります。隣接する敷地との間に緑化のためのスペースを設け、緩衝となる樹木を配置しましょう。

[配慮事項]

E-6-1 隣接する施設との間に十分な空間を取り、低木や中木により立体的な緑を創出している。



隣接する施設との間に、低木や中木により立体的な緑を創出しているイメージ（E-6-1のイメージ）

倉庫側の道路に沿って、敷地内に十分な空間を取り、低木や中木により立体的な緑を創出している。（E-6-1の例）

【樹種選定のヒント】

より豊かな都市の生態を育むため、小鳥や昆虫の生息環境に資する右表の植物を積極的に植えていくことを「水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画」で掲げています。

樹種を検討する場合は参考にして、生物がすみやすい環境づくりに貢献しましょう。



クロガネモチ



ヤマボウシ



ヤブラン

	場所	主に探餌環境等に資する植物	主に移動・休息環境に資する植物
樹木	街路樹（川の護岸を含む） （主に、ツツジ類、ツバキ、サザンカを対象）	【高木】 （花）サクラ類 （実）ヤマモモ、クロガネモチ、エノキ 【中低木】 （花）ツツジ類、 （実）ソヨゴ、ニシキギ、コマユミ	【高木】 大きな樹冠を形成する樹木 ケヤキ、クスノキ、シラカシ、アラカシ、アカガシ、 【中低木】 ヒイラギ、カナメモチ、ウバメガシ、モッコク
	学校、公園、公的施設等 （主に、ツツジ類、ツバキを対象）	【高木】 （花）サクラ類、ウメ、モモ、アンズ、カキ（実）エノキ、ムクノキ、ヤマボウシ、マユミ、ヤマモモ、ソヨゴ、クロガネモチ 【中低木】 （花）ツバキ、サザンカ、チャノキ、ズミ、ニワウメ （実）マンリョウ、センリョウ、アオキ、ナンテン、ニシキギ、コマユミ、ウグイスカグラ、ガマズミ、ムラサキシキブ （営巣環境に資する種）ツバキ、サザンカ、ネズミモチ、ジンチョウゲ、アオキ等の常緑低木	【高木】 大きな樹冠を形成する樹木 ケヤキ、アキニレ、イロハモミジ、トチノキ、イヌシデ、アカシデ、カツラ、コブシ、コナラ、クヌギ、クスノキ、シラカシ、アラカシ、アカガシ 【中低木】 リョウブ、マンサク、シモクレン、エゴノキ、ジンチョウゲ、クチナシ、ボケ、ヒュウガミズキ、ウツギ、ドウダンツツジ、レンギョウ、アジサイ、ヤマブキ、イヌツゲ、アセビ、コデマリ、シモツケ、ユキヤナギ
	個人の庭、工場敷地	学校、公園、公的施設等の植物に準じる。	学校、公園、公的施設等の植物に準じる。
草花	街路樹 学校、公園、公的施設、個人の庭、工場敷地等 （主にギョウワカサギ、ツツジ類を対象）	（幼虫の食草） ススキ、オギ、チガヤ、スズメノテッポウ、エノコログサ等のイネ科の植物を構成種に入れる。 （成虫探餌） （草本）アザミ類、ヨメナ類、タンポポ類、フジバカマ等のキク科、シソ科、タデ科、ミソハギ科、キキョウ科、マメ科、ユリ科、サクラソウ科 等 （木本）シモツケ類、ツツジ類、フッキソウ、ハギ類 等 【管理】管理は、年2～3回の草刈りを実施し、郷土種を維持する。	ヤブラン、リュウノヒゲ、アマドコロ等の郷土種 【管理】管理は、年2～3回の草刈りを実施し、郷土種を維持する。

【F 色彩】

住 商 工
沿 共

F-1

多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する

規模の大きい建物の場合、部位によって色彩を使い分けることが考えられます。また高層部には高明度色、中・低層部には中明度色を用いるなど、階層によって明度に変化をつける等の工夫も考えられます。

複数の色彩を使用する場合は、類似色でそろえる、色相をそろえる、トーンをそろえるなど、調和しやすい色彩の組み合わせを考えて選定しましょう。

また、色彩は面積が大きくなるほど派手な色はより派手に感じられるという特性があるため、アクセント色は小さな面積に限って使用します。色の塗り分けは建物の形や部位に沿って慎重に行いましょう。

[配慮事項]

F-1-1 部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減している。

F-1-2 威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにしている。

住 商 工
沿 共

F-2

暖かみや落ち着きが感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る

住 商 工
沿 共

F-3

にぎわいの中にも秩序が感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る

住 商 工
沿 共

F-4

明るく親しみやすい色彩を基調とし、周辺との調和を図る

住 商 工
沿 共

F-5

暖かみが感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る

住居系土地利用、複合系土地利用では、暖色系に属するYR系、Y系色相の低彩度（沿道型複合地では中・低彩度）を基調とし、まちに暮らす人に配慮した暖かみのある色彩を用います。

商業系土地利用では、流行等を取り入れた適度な華やかさが求められるため、比較的幅広い色彩を想定し、各色相について中・高明度で中・低彩度の色彩を基調とします。

工業系土地利用では、閉鎖感や圧迫感を軽減し、周辺に立地する住居系施設とも違和感がない、明るく親しみやすい色彩とするため、各色相について中・高明度で低彩度の色彩を基調とします。

[配慮事項]

F-2-1 YR（黄赤）系、Y（黄）系の暖色系の色相で、中・高明度で低彩度の色彩を基調とする。

F-2-2 木材など、素材の色彩をいかす。

F-3-1 中・高明度で中・低彩度の色彩を基調とし、アクセント色をバランス良く採り入れる。

F-3-2 開放的な印象を与える、ガラス等の素材の色彩をいかす。

F-4-1 中・高明度で低彩度の色彩を基調とする。

F-4-2 美観の維持に適した色彩となるよう配慮する。

F-5-1 YR（黄赤）系、Y（黄）系の暖色系の色相で、中・高明度で中・低彩度の色彩を基調とし、アクセント色をバランス良く採り入れる。

F-5-2 YR（黄赤）系、Y（黄）系の暖色系の色相で、中・高明度で低彩度の色彩を基調とする。

F-5-3 開放的な印象を与える、ガラス等の素材の色彩をいかす。

F-5-4 美観の維持に適した色彩となるよう配慮する。

※色彩の配慮事項に関しては、61ページを参照

アドバイザーから一言

配色でメリハリをつけるには、明度差は3~4程度つける必要があります。また、明度だけでなく凹凸による陰影を考慮しましょう。

アクセント色については、彩度を同じにして明度差を3ポイント以上離すか、明度を同じにしておいて彩度で変化をつけるのが効果的です。

【G 夜間照明】

住 商 工
沿 共

G-1

暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する

色温度の高い光（白～青みがかった光）の下では緊張感や高揚感を、色温度の低い光（赤みがかった光）の下では落ち着きや安らぎを感じるものです。夜間のアクティビティにふさわしい色温度を設定します。

住宅地、沿道型複合地や住工共生地では、帰ってきてほっとするような暖かみのある、色温度の低い光となるようにしましょう。

商業系土地利用では、にぎわいをつなげるという観点も重要です。道路に面する場所に照明を設置するほか、閉店後においても屋内照明を点灯して沿道に漏れ光を見せるなど、にぎわいのある演出を考えます。

工業系土地利用では、夜間の安全性を重視しつつ、周辺や上空にまぶしい光を拡散しないように留意して、最小限の光を適切な場所に配置しましょう。

[配慮事項]

- G-1-1 色温度の低い光源を用いる。
- G-1-2 玄関周りや敷地外周部に照明を配置し、やすらぎのある夜間景観の演出に努める。
- G-1-3 周辺道路とのつながりに配慮して照度や光源、設置する高さ等の設定を行う。
- G-1-4 建物全体を照らすのではなく、壁面の間接照明を用いたり照明器具の設置高さを工夫するなど建物の大きさを感じさせないよう配慮する。
- G-1-5 夜間でもシースルーシャッターを用いてショーウィンドウの照明を行うなど演出を工夫する。
- G-1-6 サインや屋外広告物の照明は上空への光漏れを防ぐため、上から下方向に光を当てる。

色温度とは、光源の光色を表す数値であり、単位はケルビン (K) で表示されます。数値が小さい（色温度が低い）ほど赤みを帯びた光、数値が大きい（色温度が高い）ほど青みを帯びた光であることを示しています。



色温度について



色温度の低い光源を用いている。（G-1-1の例）



玄関周りや敷地外周部に照明を配置し、やすらぎのある夜間景観の演出に努めている。(G-1-2の例)



周辺とのつながりに配慮して光源の配置や低層部のライティングを行っている。(G-1-3の例)



夜間でも店内の様子が見える照明やショーウィンドウの照明を行うなど演出を工夫している。(G-1-5)



サインや屋外広告物の照明は上空への光漏れを防ぐため、上から下方向に光を当てている。(G-1-6の例)



建物全体を照らすのではなく、壁面の間接照明を用いたり照明器具の設置高さを工夫するなど建物の大きさを感じさせないよう配慮している。(G-1-4の例)

アドバイザーから一言

景観重要公共施設に指定されている戸田公園の周辺などでは、水面に映る光を考慮して、ボートコース側にはネオンなど鮮やかな光は向けないようにしてほしいものです。また、マンションに面する側の光も、深夜など時間帯によっては明るさを落とす、消灯する等の工夫を提案します。

景観資源にふさわしい、魅力を引き立てるような夜景をつくっていきましょう。

住 商 工
沿 共

G-2

点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く

住 商 工
沿 共

G-3

商業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周辺に配慮する

住 商 工
沿 共

工業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周辺に配慮する

周辺環境に配慮し、漏れ光等により生じる光害（ひかりがい）を防止し、良好な照明環境づくりと省エネルギーに取り組みます。上空や周辺に、不要な光が拡散しないように注意しましょう。

光源のぎらつきや反射する光によって目に入る不快なまぶしさのことをグレアと言います。フードやルーバーなどによる適切な配光制御、発光面の輝度分布に極端な差が生じないような表面輝度の調整、高効率で適切な遮光性能を備えた照明器具の採用などにより、グレアを抑制し、快適な夜間の照明環境をつくりだしましょう。

点滅する光や動きのある光は、周辺も含めた全体の景観を損なってしまう場合があるので、用いないようにします。

住宅に隣接する場合は特に、居住空間にまぶしい光が向かないように、十分配慮します。

[配慮事項]

G-2-1 法令等により規定されているもの以外に点滅・動光する光源を使用しない。

G-3-1 周辺の住宅地への光もれに留意し、グレアを抑制する。

G-3-2 深夜は照度を落とすなど、やすらぎある光環境づくりに配慮する。

(2) 工作物

【H 配置】

住 商 工
沿 共

H-1

優れた景観が眺望できる場所では、眺望を妨げないように配慮する

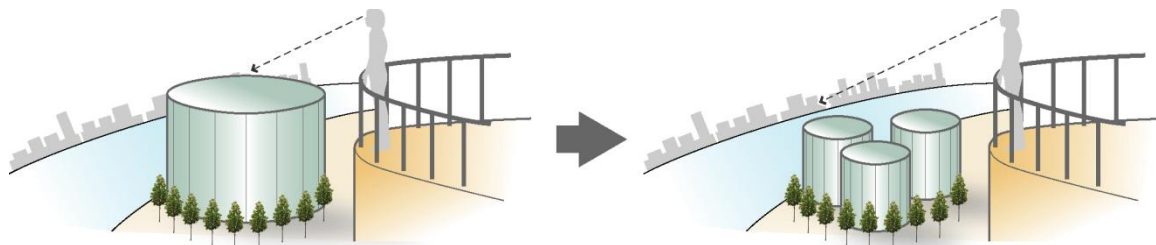
荒川沿いの道路やJR 埼京線のホームからは、市街地を見渡すことができます。さらに、晴れた日には富士山を望むこともできます。

工作物の高さを抑えて突出しないようにすることにより、眺望を保全します。やむを得ず眺望を妨げる場合には、なるべく視線を確保するように工夫します。

[配慮事項]

H-1-1 本体の高さをできるだけ抑える。

H-1-2 やむを得ず眺望を妨げる場合には、スリットを設けるなど部分的な眺望が得られるよう工夫する。



眺望を妨げないように、配置や形状を工夫するイメージ (H-1-1)

住 商 工
沿 共

H-2

敷地の周囲には緩衝帯となる緑や空地进行配置する

工作物がむき出しになると、圧迫感を与えたり、殺風景な印象になりがちです。オープンスペースを確保し、植栽を周りに配置するなどして、修景しましょう。

[配慮事項]

H-2-1 植栽の延長を道路や隣地側に対しできるだけ長くとる。

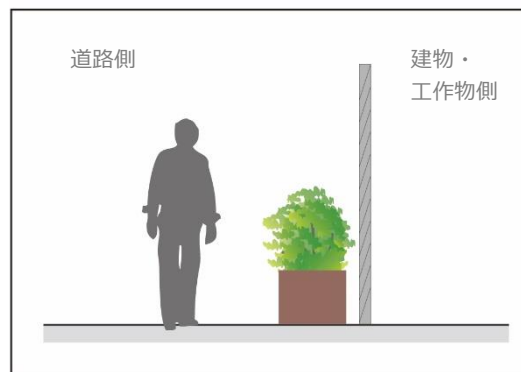
H-2-2 フェンスは植栽よりも建物・工作物側に設置する。

H-2-3 出入口やコーナー部を緑によって特徴づける。

H-2-4 隣接する敷地との間に適切な距離を確保する。



公園敷地内の送電鉄塔の足元に植栽を配置している。



フェンスを植栽よりも建物・工作物側に設置するイメージ (H-2-2のイメージ)

住 商 工
沿 共

H-3

周辺の土地利用や景観との調和に配慮した配置とする

周辺のまち並みから突出しないように配慮し、できる限り道路から後退させましょう。また、無機質な構造などが露出すると違和感のもとになりますので、建物や外構等に隠れて見えにくいように配置しましょう。

[配慮事項]

H-3-1 道路から後退させる、建物の裏側に配置するなど、できるだけ目立たないように工夫する。



立体駐車場を道路から後退させている例（H-3-1の例）

【I 形態意匠】

住 商 工
沿 共

I-1

周辺の土地利用や景観との調和に配慮し、突出感や違和感を緩和するような形態意匠とする。

周辺のまち並みになじむように、高さを抑えたり、大きさを感じさせないように分節化をするなど、形状や色彩を工夫しましょう。

[配慮事項]

I-1-1 工作物の形状や色彩は、周辺と一体感が感じられるデザインとする。

住 商 工
沿 共

I-2

建物と一体に建設する場合は、建物本体と調和するようデザインする

同じ敷地内に建築物と工作物を設置する場合は、デザインに関連性を持たせたり、素材や色彩を合わせるなどして、建物本体と違和感のないようなじみやすくしましょう。

[配慮事項]

I-2-1 デザインのテーマや要素を建物本体と共通のものとする。

I-2-2 素材や色彩を建物本体と調和したものとする。



立体駐車場を、建物と調和するデザインとし、色彩を分節化して表情を豊かにしている。(I-2-1の例)



給水塔を建物と調和したデザイン・色彩としている。(I-2-1、I-2-2の例)

住 商 工
沿 共

I-3

長大な面を生じる場合には、単調にならないよう工夫する

面積の大きな壁面については、凹凸をつけることや、色彩を塗り分けることにより、単調にならないように配慮しましょう。

[配慮事項]

I-3-1 凹凸をつけるなど表情を生み出すよう工夫する。

I-3-2 壁面を区分するように配慮した色彩とする。



色彩を塗り分けることにより圧迫感を軽減したタンク (I-3-2の例)

住 商 工
沿 共

I-4

特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする

特徴的な素材をアクセント的に用いるなどして、表情を豊かにしましょう。

[配慮事項]

I-4-1 構造体や開口部をアクセントとなるよう色彩に配慮する。

I-4-2 素材感を感じさせるデザインを工夫する。



形態のおもしろさをいかしたカラーリングとしている。(I-4-1の例)

住 商 工
沿 共

I-5

時間の経過とともに趣を深める耐久性のある素材を用いる

耐久性があり、時間の経過とともに味わいを増していく石材などの自然素材を用いると効果的です。

また、高彩度の色彩はたい色しやすいため、使用には注意が必要です。

[配慮事項]

I-5-1 汚れが目立たないよう素材や色彩を工夫する。

I-5-2 たい色しやすい高彩度の色彩を大きな面積で使わないよう配慮する。



石材は時間とともに趣を深める。(I-5-1の例)



特に上の色彩は、たい色しやすいといわれているので注意が必要 (I-5-2の説明)

多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。

規模が大きい工作物の場合は、部位によって色彩を使い分けることが考えられます。また、高層部には高明度色、中・低層部には中明度色を用いるなど、階層によって明度に変化をつける等の工夫も考えられます。

複数の色彩を使用する場合には、類似色でそろえる、色相をそろえる、トーンをそろえるなど、調和しやすい色彩の組み合わせを考えて選定しましょう。

また、色彩は面積が大きくなるほど派手な色はより派手に感じられるという特性があるため、アクセント色は小さな面積に限って使用します。色の塗り分けは工作物の形や部位に沿って慎重に行いましょう。

[配慮事項]

I-6-1 部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。

I-6-2 強い印象を受ける低明度色や派手な高彩度色を大面積で使用しないようにする。



歩道橋の桁を、同系統の色で上下に塗り分けることにより、スケール感を軽減している。(I-6-1の例)

※色彩の配慮事項に関しては、61ページを参照

【J 夜間照明】

住 商 工
沿 共

J-1

暖かみのある光源を用い、シンボルやランドマークとしての演出にも配慮した照明方法等を工夫する

住 商 工
沿 共

J-2

点滅する光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く

住宅地の近くでは特に、暖かみを感じられる色温度の低い照明を用いましょう。また、部位や部材によって色合いの違う照明を使い分けると、シンボル性を高めることにつながります。ただし、むやみにいろいろな色合いを採り入れると全体としてのまとまりが感じられなくなってしまうので、注意が必要です。

落ち着いた夜間景観の形成のため、点滅する光源は用いないようにします。

[配慮事項]

J-1-1 色温度の低い光源を用いる。

J-1-2 周辺の住宅地への光もれに留意する。

J-1-3 低い位置からのスポットライト等により構造体を浮かび上がらせるなど、印象的な演出を工夫する。

J-2-1 法令等により規定されているもの以外に点滅する光源を使用しない。



ライトアップにより印象的なシンボルとして演出している。(J-1-3の例)



高欄越しの端正で控えめな明かりにより橋梁の構造をおだやかに演出している。(J-1-3の例)

3 色彩についての配慮

STEP 5

色彩はまち並みに大きく影響する重要な要素です。配慮のポイントを理解し、まち並みにふさわしい配色を考えましょう。

3-1 基本事項

①対象と「使用してはならない色彩」について

- ・届出対象となる大規模な建築物や工作物等の外壁（外装）基調色（外観全体又は正面で最も面積の大きい色彩）を対象としています。
- ・色彩調査の結果から、現況の景観の中であまり使用されていない奇異な色彩や、その色彩が混入することで市の景観が大きく混乱するような色彩を「使用してはならない色彩」として範囲指定しています。
- ・しかしどちらかという緩めの範囲設定になっており、「使用してはならない色彩」でなければ、どのような色彩を使っても問題がないというわけではありません。建築物や工作物等を計画する際には、周辺景観との調和を考慮し、今ある景観をさらに充実させるよう、慎重な色彩選定をお願いします。

次は例外とします。

- ・法令や地区独自のルールで色彩の規定があるもの
- ・近隣の理解が得られるランドマーク的な建物等
- ・素材色を基調とした建物（木材、着色を施していない金属板やスレート、ガラスなど）

②色のものさし…マンセル表色系

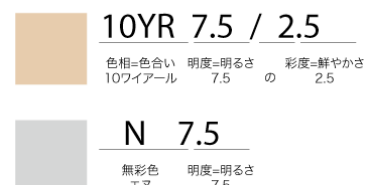
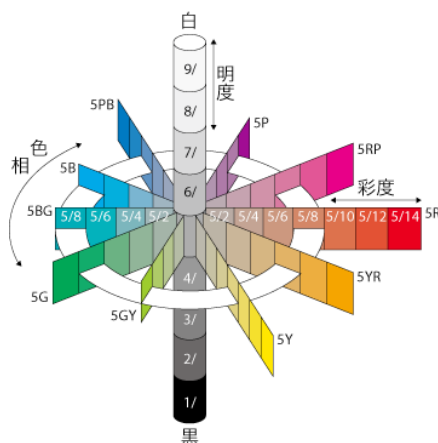
一般に色彩は青、赤等の色名で呼ばれますが、解釈の幅があり、低彩度色を主体とする建築物等の微妙な色彩を適切に表現することが困難です。

本市では、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、JISにも採用され、多くの国々で用いられている、色彩のものさしといえる尺度で、一つの色彩を「色相（しきそう＝いろあい）」「明度（めいど＝あかるさ）」「彩度（さいど＝あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせで表現します。

色相 色合い（いろあい）を表し、赤 R・黄 Y・緑 G・青 B・紫 P・黄赤 YR・黄緑 GY・青緑 BG・青紫 PB・赤紫 RP の 10 の色相があります。無彩色は N で表します。

明度 色彩の明るさを表し、完全な黒を明度 0 とし、完全な白を明度 10 としています。

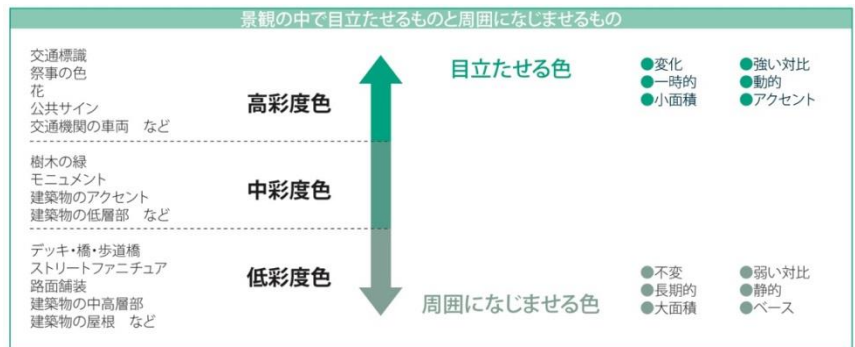
彩度 色彩の鮮やかさを表します。無彩色を 0 とし、鮮やかなほど数値が大きくなりますが、色相によって彩度の上限は異なります。



③まちの彩りのための配慮ポイント

○目立たせるものとなじませるものの秩序を考える

- ・まち並みの色彩の中には目立たせたいものと周囲の環境になじませたいものがあります。
- ・信号や標識等は目立たないと機能を満たすことができません。また、都市の中で季節感を感じさせてくれる花や緑も目立たせたい色彩といえます。



- ・一方、建築物や工作物はこれらの背景として周囲のまち並みになじませたい色彩要素だといえます。

○周辺の色を知り、共通の雰囲気をもたせる

- ・ひとつの建築物や工作物だけが目立つ景観よりも、まち並み全体に心地よい雰囲気があるまち並みの方がずっと魅力的です。建物の色彩を机上で考え決めてしまう前に、周辺のまち並みをよく観察しましょう。周辺の建物の色彩と関連性をもたせ、共通の心地よさが感じられるまち並みをつくりましょう。



色彩に共通の雰囲気がある心地よいまち並み

○調和しやすい色彩の組み合わせを考える

- ・色彩には調和しやすい組み合わせがあります。一般の建物は、外壁や屋根、サッシなどの色彩を同じ色相でそろえると違和感のない配色になります。また、周囲のまち並みと調和させるためには、まち並みを構成する建物の基調色を類似色でそろえたり、色相やトーンをそろえるなどの方法が効果的です。



○見慣れた慣例色をいかし、騒色を避ける

- ・建物には昔から慣例的に使われてきた色彩があります。日本では、木材や石材、砂や土など建材として用いられてきた自然素材の色が多用され、建材が多様化した今日でも基本色となっています。建物の色彩はこうした慣例色を基本に考え、騒色といわれる多くの人が嫌悪感を抱くような派手な色彩は避けましょう。



沿道の景観を混乱させる屋外広告物の色彩

○対比の強い白と黒の配色に注意する

- ・無彩色であっても、白に近い色はまぶしく、黒に近い色は大きな面積で使用すると圧迫感を与え、それぞれ周囲から突出してしまうことがあります。また、白と黒による配色は、明度差が極端に大きく、対比が強調されてまち並みから浮いた印象を与えます。
- ・白と黒は、まち並みの中で上品な引き立て役となるように、注意して配色しましょう。

○その場所や建物の用途にふさわしい色彩を考える

- ・まちには住宅地や商業地、工業地などがあり、それぞれに用いられる色彩が異なります。商業地では周囲になじんでいた色彩が、住宅地では派手に感じられる場合もあります。建物の立地や用途を考慮し、商業地では適度にぎわいをもたせ、住宅地では落ち着きが得られるように、工場地では機能的で親しみやすくなるように色彩をいかしましょう。

○色彩の心理的効果をいかし、連想ゲームは避ける

- ・開放感のある建物には高明度色が適し、暖かみのある建物には暖色が適しています。
- ・このような色彩の心理的効果をいかし、建物のイメージにふさわしい外観をつくりましょう。
- ・一方で、水のブルーや木の葉のグリーンなど、短絡した連想ゲームでその場の雰囲気壊すような色彩を選ぶのは避けましょう。



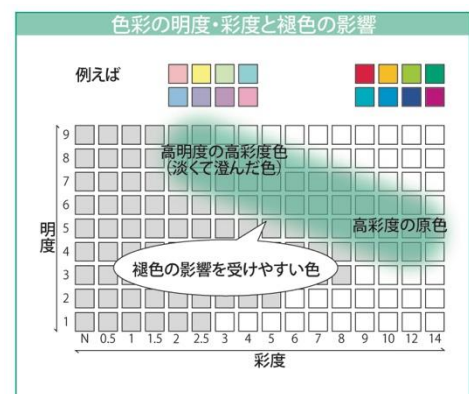
木の葉のイメージで派手な緑色が採用されてしまった高欄

○建物の規模や形態にふさわしい色彩を考える

- ・色彩は面積が大きくなればなるほど、そのイメージが誇張され、派手な色はより派手に感じられます。建物の色彩は、小さなカラーチップだけでなく、周囲の建物などを参考にしながら慎重に選択しましょう。また、色の塗り分けは安易なお絵かきではなく、建物のかたちや部位に沿って行うようにしましょう。

○耐久性にすぐれた色彩を考え、メンテナンスを心がける

- ・派手な色彩や淡いパステルカラーはたい色しやすく汚れが目立ちやすいものです。建物はライフサイクルが長く、常に屋外で風雨にさらされるため、経年変化や汚れに強い低彩度色を基本に選択しましょう。また、必要に応じてメンテナンスを行い、いつまでも美観を保つようにしましょう。



○建物や緑と調和する外構を考える

- ・敷地境界部等に植栽を配置しても、柵やフェンスの色次第でまち並みに対する表情が変わります。柵類は落ち着いた色彩として、緑が映えるように計画しましょう。

国土交通省では、景観に配慮した防護柵の基本色を次のとおり定めています。落ち着いた色彩を選ぶ上での参考にしてください。

近似色	基本色名称	マンセル値
	ダークグレー	10YR3.0/0.2
	ダークブラウン	10YR2.0/1.0
	オフグレー	5Y7.0/0.5
	グレーベージュ	10YR6.0/1.0

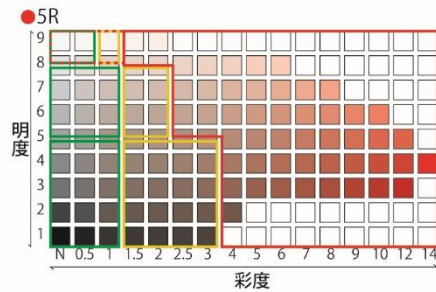
彩りシグナル

使用してはならない色彩やおすすめの色彩を判断するために、すべての色彩を7つのトーンに分類したカラーチャートを用意しました。

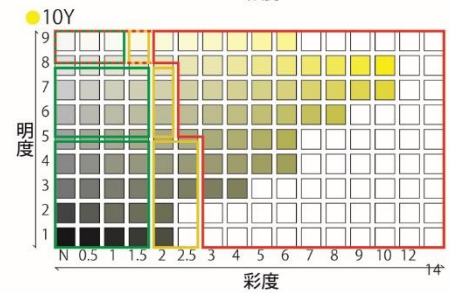
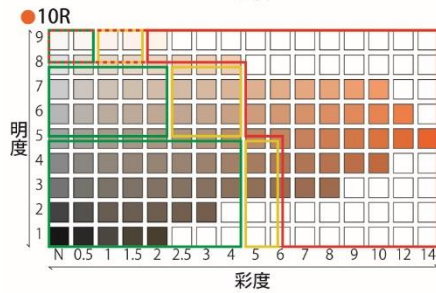
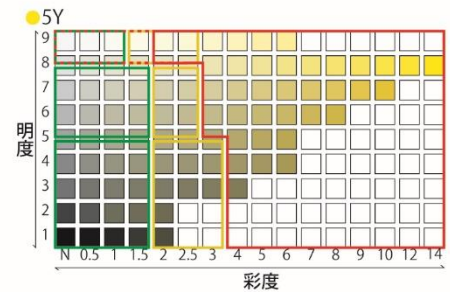
7つのトーンの明度や彩度の範囲は、色相ごとに異なりますので注意してください。



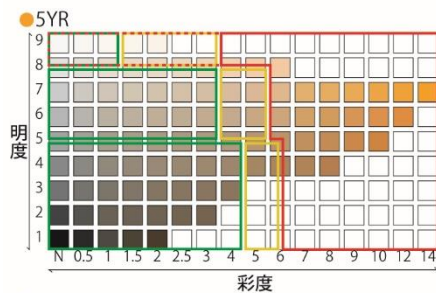
R(赤)系の色相



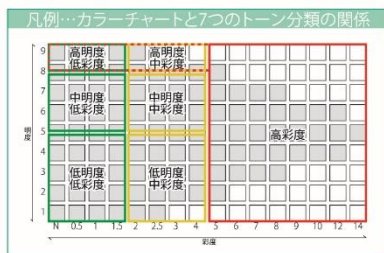
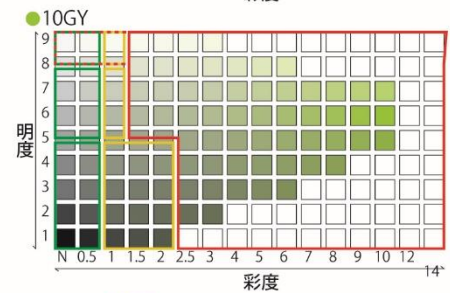
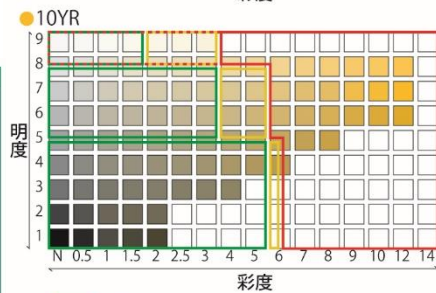
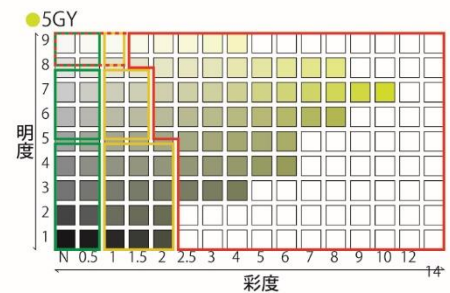
Y(黄)系の色相



YR(黄赤)系の色相



GY(黄緑)系の色相

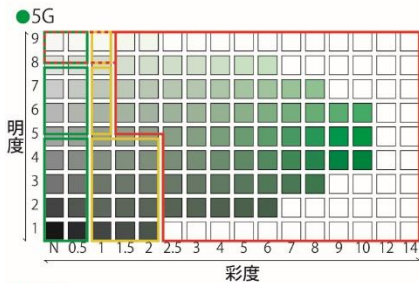


— 建築物の外壁及び屋根又は工作物の外表に使用してはならない色彩 ····· 建築物の屋根に使用してはならない色彩

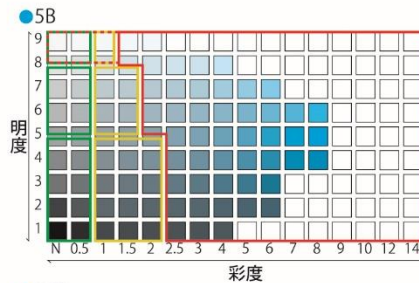
彩りガイドラインによる7つのトーン区分一覧表

トーン	色相	1.25R	6.25R	8.75R	1.25YR	3.75YR	6.25YR	8.75YR	1.25Y	3.75Y	8.75Y	1.25GY	3.75GY	6.25GY	1.25B	6.25B	8.75B	1.25PB	3.75PB	8.75PB	1.25P	6.75P	3.75RP	
		6.24R	8.74R	1.24YR	3.74YR	6.24YR	8.74YR	1.24Y	3.74Y	8.74Y	1.24GY	3.74GY	6.24GY	1.24B	6.24B	8.74B	1.24PB	3.74PB	8.74PB	1.24P	6.74P	3.74RP	1.24R	
低彩度色	高明度	8.0以上																						
	低彩度	8.0以上																						
	中彩度	5.0以上8.0未満																						
中彩度色	高明度	5.0以上8.0未満																						
	中彩度	5.0以上8.0未満																						
	低彩度	5.0未満																						
高彩度色	高明度	8.0以上																						
	中彩度	8.0以上																						
	低彩度	5.0未満																						
高彩度	上記以外のトーン																							

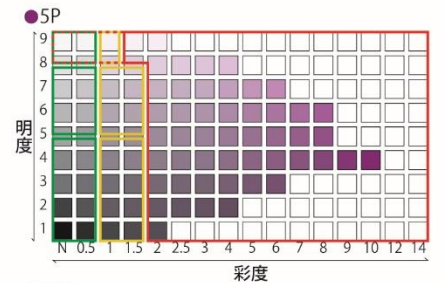
G(緑)系の色相



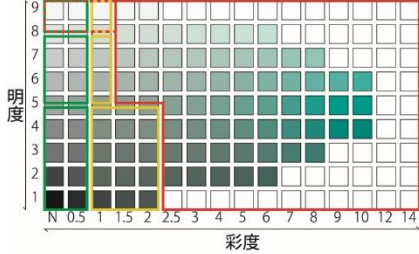
B(青)系の色相



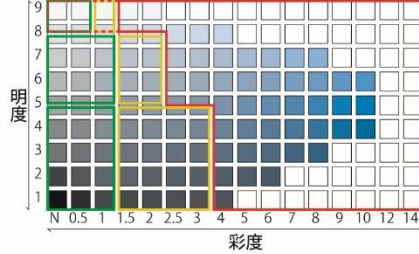
P(紫)系の色相



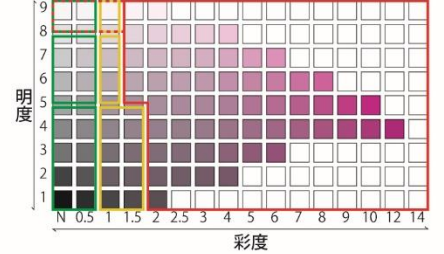
10G



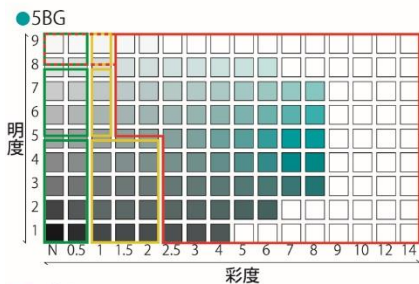
10B



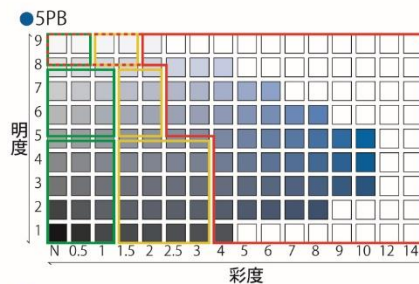
10P



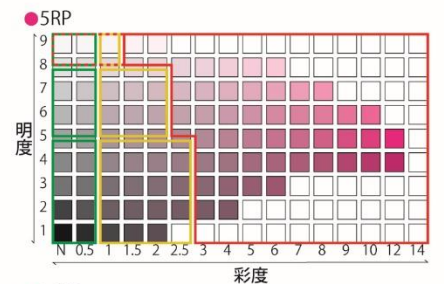
BG(青緑)系の色相



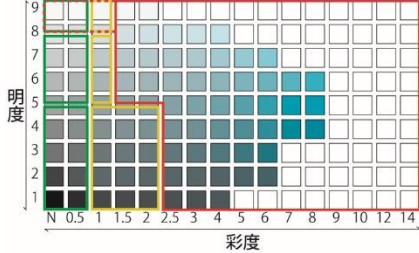
PB(青紫)系の色相



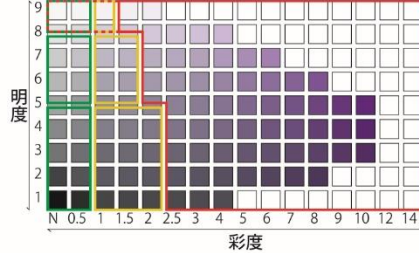
RP(赤紫)系の色相



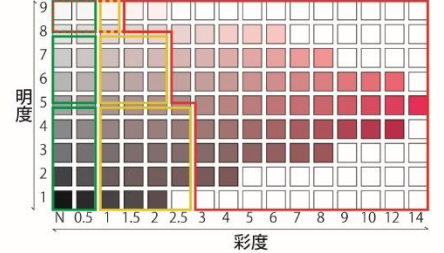
10BG



10PB



10RP



※カラーチャートは、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。また、建築物等の色彩は小さなチップで検討するのではなく、大きな色見本を用意して慎重に選択することをおすすめします。

3-2 土地利用区分別の配慮

(1) 住居系土地利用

① 色彩景観形成の方向性

○ 暖かみと落ち着きのある景観づくり

- ・ 現況において住宅地では、暖色系の低彩度色が多用されており、落ち着きと安らぎのある景観を形成しています。これらの色彩は、全国的に多くの住宅に採用されている慣例色と呼ばれ、目新しさはないものの、住宅にふさわしい飽きのこない色彩といえます。
- ・ また、これらの色彩は、暮らしの中に季節感をもたらす庭木の緑を引き立たせる要素にもなっています。
- ・ このため、住宅地では暖色系の低彩度色を基本に考え、周囲の住宅と色相やトーンをそろえるなどして、まち並みの連続性を創出していくことが重要です。



庭木の樹木と調和し、緑の色を引き立てる戸建住宅の色彩

○ 親しみやすさと優しさのある景観づくり

- ・ 住宅は個人の資産ですが、その外観は好き嫌いにかかわらず、多くの人の目に触れるものです。このため、外装色を選択する際は、趣味や好みを前面に打ち出したひとりよがりになる色彩ではなく、まち並み全体のことを考えた親しみやすく優しい景観づくりを目指していくことが重要です。
- ・ また、集合住宅等の色彩選択に当たっては、威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにするとともに、部位や外装材の変化と併せて色彩を積極的に使い分けるなど、スケール感を軽減するような工夫が必要です。中高層部にはより開放感のある高明度色を採用するなど、近隣に対して優しい表情をつくるように心がけることも大切です。



遠景としてまとまりのある中高層住宅の色彩



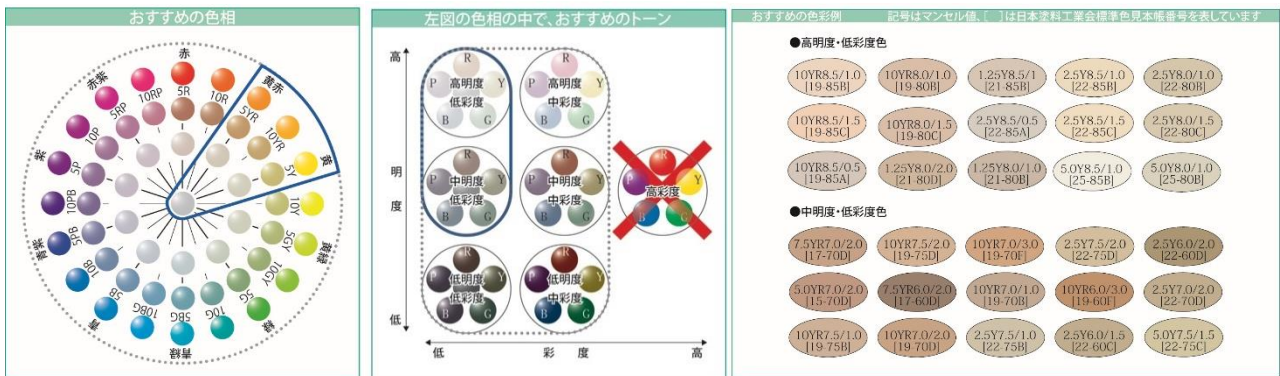
部材ごとに色を使い分けスケール感を軽減した例

② 色彩の指針

- 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮します。
- 暖かみや落ち着きが感じられる色彩を基調とします。
- 上記のほか、外壁及び屋根の色彩は、64ページの色彩基準を満たすものとします。

③おすすめの色彩

- ・現況の特徴をいかし、暖かく穏やかな色彩景観を形成するため、暖かみを感じさせる黄赤（YR）、黄（Y）系の暖色系色相で、住環境にふさわしい穏やかさのある低彩度色をおすすめします。これらの色彩は、派手さはないものの長い時間飽きることがなく、暮らしに潤いを与えてくれるガーデニングの緑が際だつ色といえます。
- ・集合住宅等の場合は、高層部には高明度色、中・低層部には中明度色を用いるなど、建物の高さによって明度に変化をつけることなども考えられます。



④色彩のポイント

戸建住宅…外壁と屋根のカラーコーディネーションを

- ・外壁は落ち着いたオフホワイトやベージュなのに、屋根は派手なブルーやグリーンという住宅が意外と多いものです。
- ・ブルーは晴れわたった空に、グリーンはガーデニングの緑に任せて、外観をカラーコーディネート視点で組み立ててみましょう。
- ・外壁と屋根の色彩をそれぞれ別々に決めるのではなく、外壁と屋根の色相をそろえ、建物全体に基調となる色合いをもたせると、より自然な外観にまとめることができます。



集合住宅…色を使い分けてヒューマンスケールの景観づくりを

- ・規模の大きい集合住宅等は、周囲に威圧感を与える要素になる場合があります。特に単調な外観の建物はスケール感が強調され、それらが建ち並ぶ景観は暗く閉鎖的なものになりがちです。
- ・スーツやシャツ、ネクタイ等の色に変化をつけるように、建物の部位によって色彩を使い分けることによって、巨大なスケール感が軽減され、より親しみやすい外観をつくり出すことができます。



(2) 商業系土地利用

① 色彩景観形成の方向性

○ 品格を感じさせるまち並み景観づくり

- ・ 商業施設が立地する駅前や道路沿いは、多くの人の目に触れるまちの顔ともいべき場所です。戸田の顔をつくる景観要素として品格を感じさせる色彩を選択することが重要です。
- ・ 色味を抑えた基調色とすると、アクセント色が映えて、調和しながらも変化に富んだまち並みとなります。
- ・ 高さのある建物については、建物の部位などに合わせて分節化し、表情豊かな外壁とすることが重要です。



抑制された基調色に映えるドアのアクセント色

○ にぎわいを感じさせるまち並み景観づくり

- ・ 駅周辺は、歩行者の通行が多くなる場所です。人の目を楽しませる景観づくりを心がけることが重要です。
- ・ 行き交う人の視野に入りやすい低層部は、店舗等のエントランスやショーウィンドウなどに季節の変化を感じさせるような色彩や、まち並み単位で統一したテーマカラーなど、建物のアクセントとなるような色彩を採り入れると、歩いて楽しいにぎわいを感じさせるまち並みを作り出すことができます。



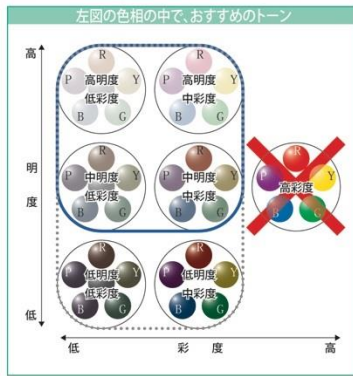
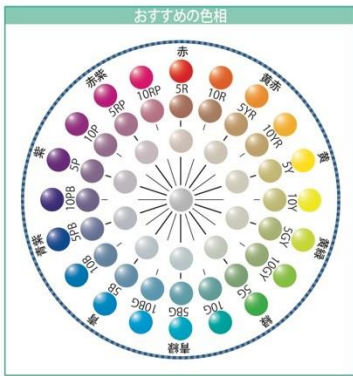
植え込みの緑とあいまって、連続感を印象づける看板

② 色彩の指針

- 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮します。
- にぎわいの中にも秩序が感じられる色彩を基調とします。
- 上記のほか、外壁及び屋根の色彩は、64ページの色彩基準を満たすものとします。

③ おすすめの色彩

- ・ 商業・業務系の建物は、流行などを取り入れた適度な華やかさが求められるため、比較的幅広い範囲の色彩をおすすめします。派手な高彩度色の建物は、同じ色相の中彩度色に変更することで現況のイメージを維持しながら、周辺に対して優しく、品のよい外観をつくり出すことができます。

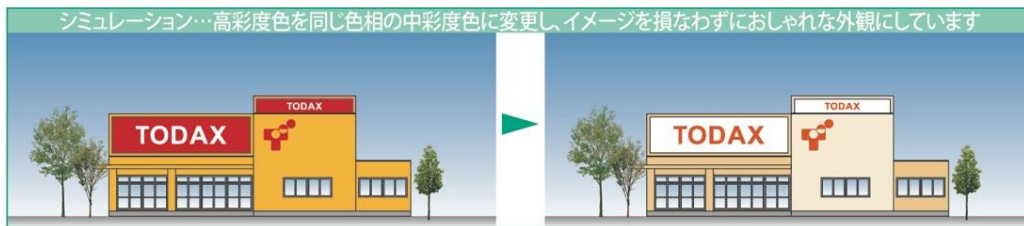


おすすめの色彩例 (Recommended color examples) [色相はマンセル値、Lは日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています]

● 高明度・低彩度色	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.5/1.5 [19-85C]	1.25Y8.5/1 [21-85B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0PB8.0/0.5 [55-80A]
	5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	2.5Y8.5/1.5 [22-85C]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	5.0PB8.0/0.5 [75-80A]
● 中明度・低彩度色	5.0YR7.0/1.0 [15-70B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]
	5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5.0Y7.5/1.5 [22-75C]
● 高明度・中彩度色	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.5/3.0 [19-85F]	10YR8.0/3.0 [19-80F]	2.5Y8.5/3.0 [22-85F]	5.0PB8.0/1.0 [55-80B]
● 中明度・中彩度色	7.5YR7.0/4.0 [17-70H]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y7.0/4.0 [22-70H]	5.0PB7.0/1.0 [55-70B]

④ 色彩のポイント…効果的なアクセント色は小さな面積と動く場所に

- ・自然界では、派手な高彩度色は、花や蝶など小さなものや動くものがあり、季節を通して動かない石や土、木の幹などはどれも穏やかな色彩で彩られています。
- ・店舗等の色彩も、エントランスやショーウィンドウ等の小さな場所や季節や催事にあわせて動く場所に効果的なアクセントカラーを用い、年間を通して動かない基調色には穏やかな色彩を用いると、けばけばしさのない雰囲気の良い外観になります。
- ・サッシなどの小さな部位や植栽など可変性のあるものをアクセントにすると効果的です。



サッシやサインに深みのある赤色を採用した例



ナチュラルな色彩とガーデニングで店先を演出した例

(3) 工業系土地利用

① 色彩景観形成の方向性

○ 親しみやすさと優しさのある景観づくり

- ・ 近年、工場や倉庫等に隣接して住居系の建築物等が建設される例も増えてきており、住工が共生した明るく親しみやすい景観が期待されています。
- ・ 現況において工場や倉庫等の色彩として多く用いられている高明度・低彩度の色彩は明るく親しみやすいイメージをもち、事業所のイメージづくりにも効果的な色彩といえます。
- ・ 工場地の景観づくりに当たっては、こうした色彩を基本とし、他を寄せ付けないような閉鎖感や威圧感を払拭していくことが重要です。



水面にも調和する、明るく親しみやすい色彩を用いた例

○ 色彩をいかしたダイナミックな景観づくり

- ・ 工場や倉庫などの整備においては経済性が重視され、材料や形態などは大きな制約を受けます。
- ・ 一方、色彩の変更は比較的容易で経済的負担も少なく済みます。このため、産業施設等においては、より積極的に色彩を活用し、ダイナミックで活力ある景観を創り出していくことが大切です。



形態の特徴をいかして、色彩を塗り分けた例

○ 美観を維持・再生する景観づくり

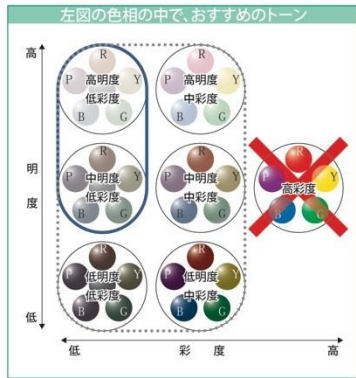
- ・ 建築物等の美観を維持し、威圧感を軽減するために、汚れた施設のメンテナンス等が重要になります。
- ・ また、メンテナンスに併せて、事業所全体の建築物等の色彩デザインを見直し、明るく統一感のある景観づくりを進めていくことも重要です。

② 色彩の指針

- 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮します。
- 明るく親しみやすい色彩を基調とします。
- 上記のほか、外壁及び屋根の色彩は64ページの色彩基準を満たすものとします。

③ おすすめの色彩

- ・ 産業施設にみられる閉鎖感や威圧感を軽減し、周辺に立地する住居系の建物とも違和感がない、明るく親しみやすい色彩景観を形成するために、ライトグレーやウォームグレー、クールグレーなどを中心とした明るい低彩度色をおすすめします。基調色はこれらの色彩で抑え、小面積のアクセントとして強い色彩を用いると躍動感のある外観がつけられます。

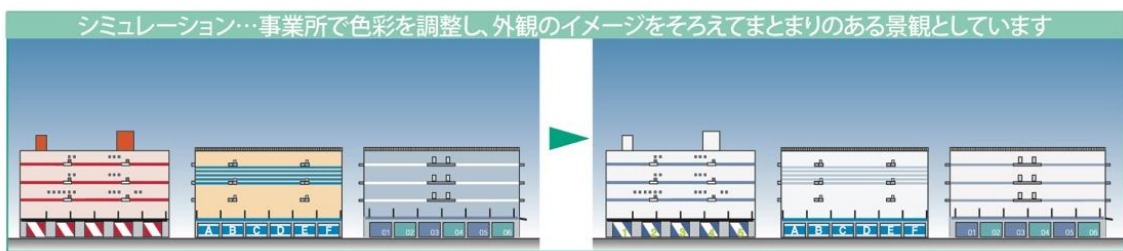
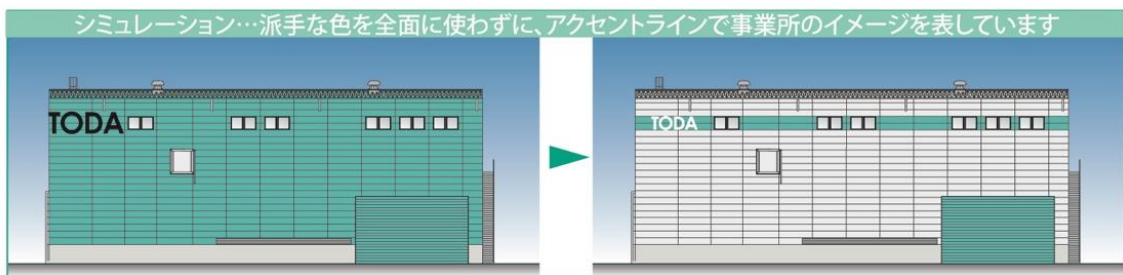


おすすめの色彩例 記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

●高明度・低彩度色				
10YR8.5/0.5 [19-85A]	10YR8.5/0.3 [19-85A]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	5.0PB8.0/0.5 [75-80A]	5.0G8.0/0.5 [45-80A]
10YR8.5/1.0 [19-85B]	1.25Y8.5/1 [21-85B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0Y8.5/1.0 [25-85B]	5.0BG8.0/0.5 [55-80A]
10YR8.5/1.5 [19-85C]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	5.0B8.0/1.5 [65-80A]
●中明度・低彩度色				
7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.5/1.5 [19-75C]	10YR7.0/1.5 [19-70C]	2.5Y7.5/1.5 [22-75C]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]
10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	2.5Y7.0/1.0 [22-70B]	5.0Y7.0/0.5 [22-70A]

④色彩のポイント…より親しみやすい企業イメージをつくるために

- 工場や倉庫等の外装は、塗装仕上げとなることが多く、多様な色彩が混在しがちです。
- 企業のイメージカラーなどは、建物全面で表現せず、ストライプなどのアクセントとして用いるだけでも十分にその役割を果たします。また、施設がまとまって立地している場所では、各企業が自己主張するのではなく、事業所間で色彩を調整するなど、企業の枠を超えた協力によって、明るさや親しみやすさを創出することができます。
- 産業施設は壁面が大きく、また単調な形態になりがちですが、配色を工夫することによって、親しみやすい外観をつくることができます。
- 柵やフェンスを設ける場合は、こげ茶色やダークグレーを用いると、周辺のまち並みと調和しやすくなります。



建物の形態に合わせて柱型や梁型の色彩に変化をもたせた例



基調色を抑えアクセントカラーを効果的に用いた例

(4) 複合系土地利用（沿道型複合地）

①色彩景観形成の方向性

○連続性のあるまち並み景観づくり

- ・幹線道路沿いは、多くの人の目に触れる場所であり、また、周辺に住む人にとっては毎日目にする生活の空間の一部でもあります。
- ・商業施設等でひとつの建築物等が派手な色彩を採用すると、周囲の建築物も競って派手な色彩を採用しはじめ、まち並み全体の景観が秩序を失い、派手でけばけばしいものになってしまう。
- ・多くの色彩が混乱しないようにコントロールして採用されることで、まち並みの連続性が生まれ、施設間の個性が際立ちます。また、周辺に住む人やドライバーにとって快適で立ち寄りやすい空間にもなります。
- ・にぎわいのための演出も取り入れながらも、節度を保った色彩の選定が重要です。



穏やかさの中にアクセント色で明るさを出した商業施設の色彩

○暖かみと落ち着きのある景観づくり

- ・沿道型複合地の背後には住宅地が広がっており、そこでは暖色系の低彩度色が多用された、落ち着きと安らぎのある景観が形成されています。
- ・道路沿いに位置する商業施設等も、暖色系の色合いを用いると背後の住宅地のまち並みと調和しやすくなります。



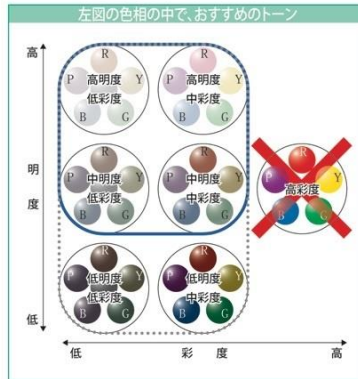
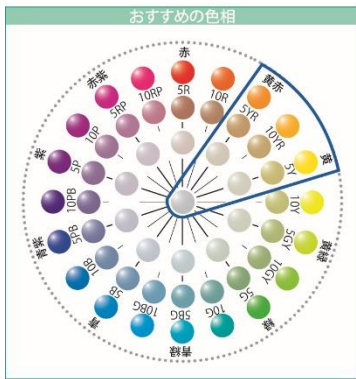
幹線道路沿道の色合い

②色彩の指針

- 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮します。
- 暖かみを感じられる色彩を基調とします。
- 上記のほか、外壁及び屋根の色彩は、64ページの色彩基準を満たすものとします。

③おすすめの色彩

- ・住宅と店舗が共生しながら暖かく穏やかな色彩景観を形成するため、暖かみを感じさせる黄赤(YR)、黄(Y)系の暖色系色相をおすすめします。住環境に調和する、穏やかさのある低彩度色を基本とし、にぎわいの要素となる中彩度色も、まち並みと調和するものを採り入れると効果的です。
- ・商業・業務系の建物は、流行等を取り入れた適度な華やかさも求められるため、アクセント色では比較的幅広い範囲の色彩をおすすめします。派手な高彩度色の建物は、同じ色相の中彩度色に変更することで現況のイメージを維持しながら、周辺に対して優しく、品のよい外観をつくり出すことができます。

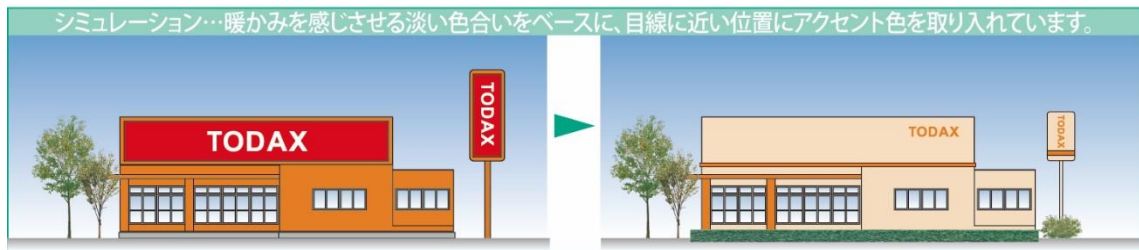


おすすめの色彩例 記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

● 高明度・低彩度色	5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.5/1.5 [19-85C]	2.5Y8.5/1.5 [22-85C]
	10YR8.5/0.5 [19-85A]	1.25Y8.5/1 [21-85B]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	1.25Y8.0/1.0 [21-80B]
● 中明度・低彩度色	5.0YR7.0/1.0 [15-70B]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]
	10YR7.5/2.0 [19-75D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5.0Y7.5/1.5 [22-75C]
● 高明度・中彩度色	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.5/3.0 [19-85F]	10YR8.0/3.0 [19-80F]	2.5Y8.5/3.0 [22-85F]
● 中明度・中彩度色	7.5YR7.0/4.0 [17-70H]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y7.0/4.0 [22-70H]

④色彩のポイント…動く視点場に心地よい変化を

- 自己主張の強すぎる建物や大きな看板はすぐに見飽きてしまうものです。毎日目にしたり、長距離を眺め続けるまち並みだからこそ、飽きの来ない、印象のよい演出にすることが大切です。
- 壁面の基調色には穏やかな色彩を用いつつ、面積を絞って、目線に近い位置に効果的にアクセント色を採り入れると、まち並みに心地よい変化を創出できます。併せて、外構を緑豊かにしつらえるなど自然の魅力ある彩りを加えることで、訪れる人の印象の向上につながります。



(5) 複合系土地利用（住工共生地）

①色彩景観形成の方向性

○暖かみと落ち着きのある景観づくり

- ・住工共生地では、住宅と工場・倉庫が隣り合っている場合が多く見られ、住工が共生した明るく親しみやすい景観が期待されています。
- ・住宅地では暖色系の低彩度色が基本であり、周囲の住宅と色相やトーンをそろえることが大切です。住工共生地でも、これらの落ち着いた色合いと調和を図ることが重要です。



住宅になじむ色合い

○親しみやすさと優しさのある景観づくり

- ・大規模な建築物の色彩選択に当たっては、威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにするとともに、部位や外装材の変化と併せて色彩を積極的に使い分けるなど、スケール感を軽減するような工夫が必要です。
- ・中高層部にはより開放感のある高明度色を採用するなど、近隣に対して優しい表情をつくるように心がけることも大切です。



部位に合わせて塗り分け、圧迫感を軽減している例

○美観を維持・再生する景観づくり

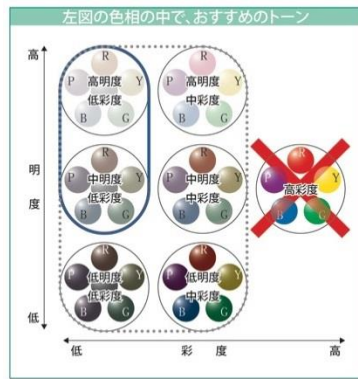
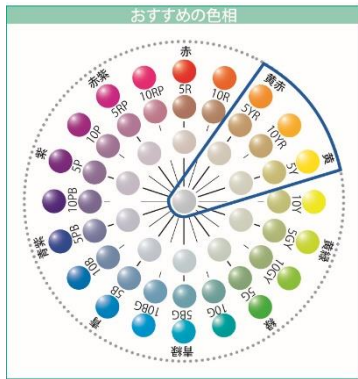
- ・建築物等の美観を維持し、威圧感を軽減するために、汚れた施設のメンテナンス等が重要になります。

②色彩の指針

- 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮します。
- 暖かみを感じられる色彩を基調とします。
- 上記のほか、外壁及び屋根の色彩は、64ページの色彩基準を満たすものとします。

③おすすめの色彩

- ・住宅と工場・倉庫等が共生しながら暖かく穏やかな色彩景観を形成するため、暖かく穏やかな色彩景観を形成するため、暖かみを感じさせる黄赤（YR）、黄（Y）系の暖色系色相で、住環境にふさわしい穏やかさのある低彩度色をおすすめします。



おすすめの色彩例 記号はマンセル値、[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています

●高彩度・低彩度色

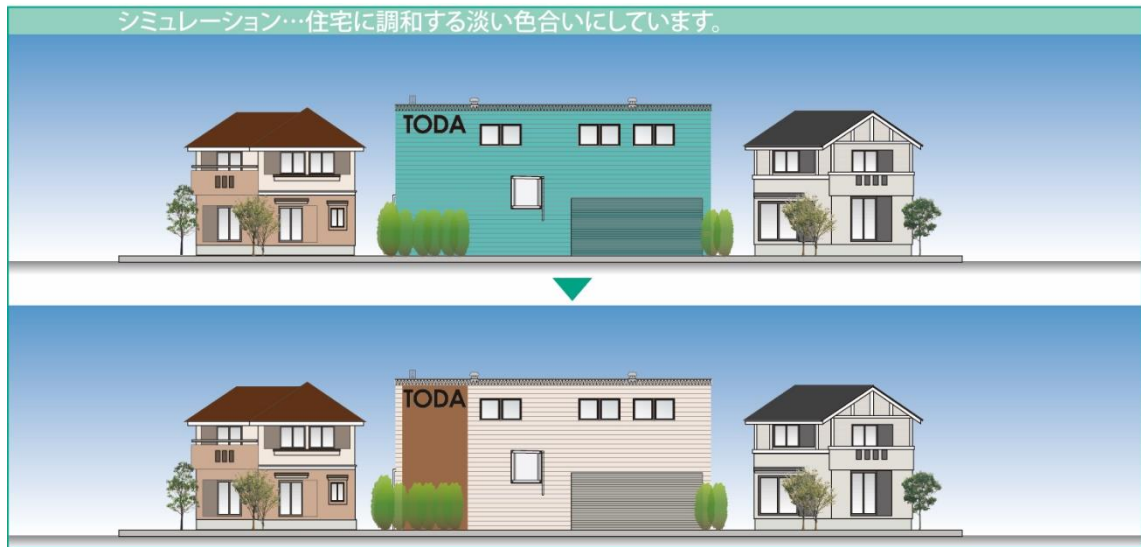
10YR8.5/0.5 [19-85A]	10YR8.5/1.5 [19-85C]	10YR8.0/1.5 [19-80C]	1.25Y8.5/1 [21-85B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]
10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	1.25Y8.0/1.0 [21-80B]	2.5Y8.5/0.5 [22-85A]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]

●中彩度・低彩度色

7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.5/1.5 [19-75C]	10YR7.0/1.5 [19-70C]	2.5Y7.5/1.5 [22-75C]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]
10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	2.5Y7.0/1.0 [22-70B]	5.0Y7.0/0.5 [22-70A]

④色彩のポイント…住環境に調和する色彩にするために

- ・産業施設は、住宅に比べて壁面が大きく、また単調な形態になりがちですが、配色を工夫することによって、親しみやすい外観をつくることができます。
- ・住宅と調和する暖かみを感じさせる暖色系を用いながら、濃淡で色を塗り分けるなどして、人の暮らしのスケールに応じた色彩にすることが大切です。
- ・柵やフェンスを設ける場合は、こげ茶色やダークグレーを用いると、周辺のまち並みと調和しやすくなります。



(6) 工作物

① 色彩景観形成の方向性

○ 親しみやすい景観づくり

- ・本市では、橋、水門等の河川に関わる工作物、高架道路、道路上工作物等の道路に関わる工作物のほか、産業施設のプラント等、様々な規模や形態、用途の工作物が見られます。
- ・工作物の外観は、建築物に比べ多様であり、特異な形状をしたものも少なくありません。こうした特性を踏まえ、必要以上に存在感を顕示する派手な色彩やイメージのみにとらわれた選定は避け、親しみやすさが感じられる穏やかな色彩の選定を考えることが重要です。

○ 自然やまち並みに溶け込む景観づくり

- ・荒川等の水辺では、川面や河川敷の穏やかな色彩に溶け込み、水辺の自然がより美しく引き立つ色彩を、また市街地に立地する工作物は周辺のまち並みに見られる色彩の秩序を読み取り、周辺と一体感のある色彩の選定を考えることが重要です。
- ・一方、大規模な橋等の景観の中で一定の存在感を顕示する必要のある工作物については、周辺の住民、専門家等の意見を聴きながら慎重に検討をすすめ、多くの市民に愛されるシンボルとなるような色彩の選定を考えることも重要です。



小面積に分割した配色で威圧感を緩和した例



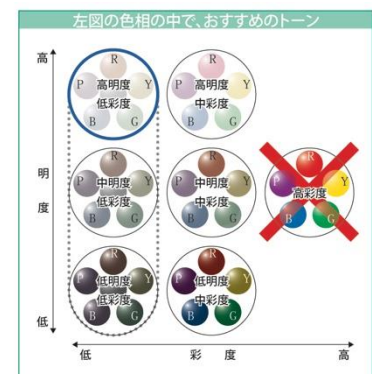
特徴的な形態を活かした色彩で演出した例

② 色彩の指針

- 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮します。
- 上記のほか、外装の色彩は64ページの色彩基準を満たすものとします。

③ おすすめの色彩

- ・一般的な工作物は、周囲の景観に違和感なく溶け込む低彩度の色彩を、特に規模が大きく面的な広がりをもつ工作物は低明度の色彩を避け、威圧感の少ない高明度で低彩度の色彩をおすすめします。



(7) 屋外広告物

①屋外広告物の色彩の基本的考え方

- 屋外広告物の色彩は目立つことばかりでなく、周囲との調和に配慮し、派手な高彩度色を大きな面積で用いることを避ける。
- 交通標識や公共サインなどの近くに、これらと混同するような配色の屋外広告物を設置することを避ける。

②企業イメージとCIカラー

- ・多くの企業で導入されているCI（コーポレート・アイデンティティ）カラーは、小さな面積でも目立つ原色が採用されているケースがほとんどです。このような色彩が、屋外広告物や店舗の外装色として用いられると、まち並みの景観を混乱させる要因になりかねません。
- ・CIカラーであっても、地域の景観を考慮し、柔軟に対応していく姿勢がより良い企業イメージにつながるものです。地域と共存していくために従来の目立てばよいという発想を転換することが企業イメージの向上にもつながるのではないのでしょうか？

③色彩のポイント

1 反転表現

- ・配色を反転し図的要素に高彩度色を用いると、色彩のイメージを保ちながら周囲との対比を和らげることができます。

2 額縁表現

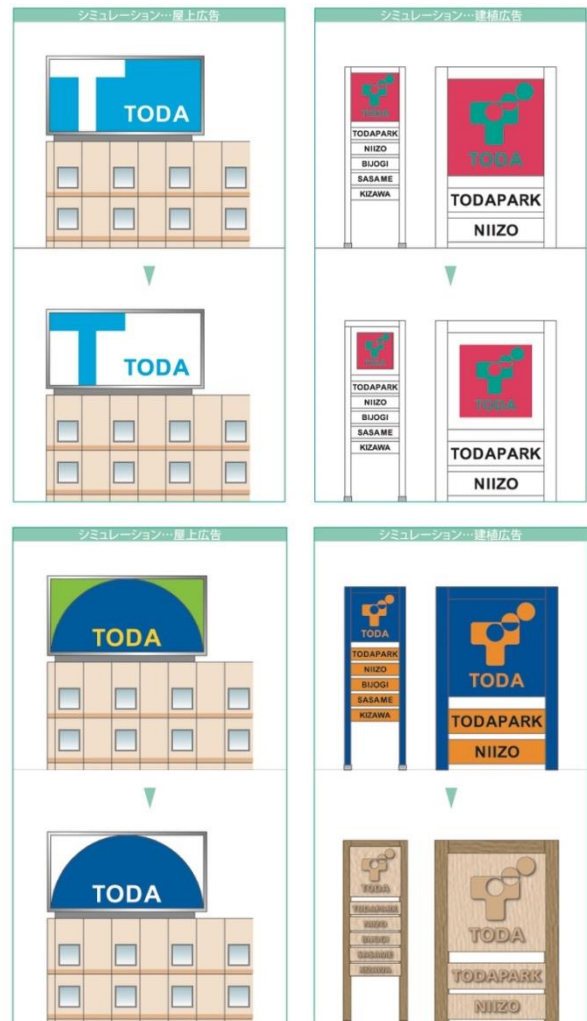
- ・四方に額縁のように白い枠を設けると、ロゴマーク等のイメージを保ちながら、高彩度色の面積を減らすことができます。

3 モノクローム表現

- ・CIカラーなど最も重要な色彩以外を無彩色等で表現すると、企業イメージを保ちながらも周辺に対して優しい表現になります。

4 素材色・質感をいかした表現

- ・木材や金属などが持つ本来の素材感をいかし、照明なども工夫すると、より高級感のある普遍的な表現になります。



4 チェックリスト

STEP 6

チェックリストには、土地利用区別に景観形成基準と配慮事項がまとめてあります。事前相談や協議・届出の際に照らし合わせ、適合しているかどうかを確認するために活用ください。

また、このチェックリストは、事前協議等のアドバイスの記録としても大切なものとなります。建築主、設計者の方にはできるだけ早い段階で記入していただくことが望まれます。

記入の仕方

①敷地とまちとの関係性チェックリスト

対象地の住所を記入してください。

対象地周辺の景観等について、読み取った結果を記入してください。

②コンセプトの検討

立地特性の読み解きと、周辺地域の景観形成方針を考慮して、コンセプトを検討した結果を記入してください。

③景観資源への配慮

周辺に景観資源がある場合に、具体的に配慮した点を記入してください。

④項目ごとのチェックリスト

景観形成基準に沿って、配慮した事項にチェックをしてください。全ての配慮事項を守らなければならないということではありません。配慮事項としてあげられていなくても、景観形成基準に沿った考え方で、デザインに配慮している場合は記入欄に具体的に記載してください。

記入例

住居系土地利用		記入日： 〇年 〇月 〇日
敷地とまちとの関係性チェックリスト		
対象地	戸田市 〇〇町〇丁目〇番〇	
立地特性の読み解き	<p>対象地周辺の景観等について、読み取った結果を記入してください (周辺のまち並みの特徴、道路や公園などの公共空間からの見え方、地域の歴史や魅力等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建て住宅が立ち並んでいる。 ・ 道を挟んで公園がある。公園の中には、高さ10m くらいの樹木が道路側に植えられている。 ・ もともとは農地が広がっていた場所で、今も戸建て住宅の敷地面積は広く、前庭でガーデニングをしている家もある。 <p>敷地周辺にある景観資源 具体的に【 】 あてはまるテーマ <input type="checkbox"/> 水辺 <input type="checkbox"/> 緑 <input type="checkbox"/> 人の集まる場所 <input type="checkbox"/> 暮らし(ゆとり) <input type="checkbox"/> 歴史文化 <input type="checkbox"/> その他()</p>	
コンセプトの検討		
コンセプト	<p>立地特性を読み解いた結果と、周辺地域の景観形成方針を考慮して、検討したコンセプトを記入してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の豊かな緑がまちににじみだすような、うるおいのあるまちかどをつくる。 	
景観資源への配慮		
具体的に配慮した点	<p>敷地周辺に景観資源がある場合には、あてはまるテーマに応じた配慮のポイントを考慮して、具体的に配慮した点を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内には公園側に、生垣のほか、公園の樹種に合わせた木を植えるなど、緑化する。 	
項目ごとのチェックリスト		
デザイン上配慮が必要なものが、項目としてあげてあります。項目を確認し、配慮した項目については番号を丸で囲んでください。また、配慮した点や配慮できなかった点(その理由)について、記入欄に具体的に記載してください。		
項目	景観形成基準と配慮事項	記入欄
配置	A-1 まち並みに連続性を生み出し、ゆとりある配置となるよう工夫する A-1-1 窓面の位置を隣の棟と揃えたり、一定のルールで配置している。 A-1-2 近くから見るとまとものあるシルエットとなるよう、建物を配置している。	<p>具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりを感じさせる配置とするため、壁面後出した空間をつくりベンチと木を配置した
	A-5 駐車場は道路から自動車が見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする A-5-1 緑で視線を遮るることによって駐車場を目立たないようにしている。 A-5-2 駐車場の建物の一部に取り込み、目立たないようにしている。	

形態意匠	外壁等	A-6 敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する A-6-1 通りに面した所に植栽スペースをもちいている。 A-6-2 高利形窓等に植栽スペースを配置し、緑の奥行きを生みだしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ エントランスには庇を設け、出迎えられていると感じられるようにデザインを工夫した ・ 立体駐車場は設けない 	
		B-1 壁面は、きめ細かな表情づくりを工夫する B-1-1 マンション等の大規模な壁面は、階行させたり色彩に変化をつける等、中間的な調子を付けている。 B-1-2 軒先や戸袋等に高彩度色や色相の異なる色彩を用いることは避けている。		
		B-2 壁面に複数の素材を使用している。		
		B-5 まち並みに調和したデザインとする B-5-1 周辺が建物の外壁と屋根上の共通点を取ったデザインイメージを合わせている。 B-5-2 ベランダ・バルコニーの軒化に努めている。 B-5-3 ベランダ・バルコニーでは、物干しの金具の位置を工夫したり、不透視性の手すりやスクリーンを採用するなど配慮を行っている。		
		B-8 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス(玄関)は、わかりやすく印象的なデザインとする B-8-1 デザイン上のポイントとなるような形状や色彩を工夫している。 B-8-2 奥行きを消し入れられる空間としている。		
	B-9 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする B-9-1 形状や色彩を合わせたりなど、建物本体との親連性を意識したようなデザインとしている。			
	屋根	C-1 周辺の建物と調和するようデザインする C-1-1 勾配屋根など住宅地に調和する屋根形状・色彩としている。 C-1-2 屋上設備など突出する部分は、ルーバーで覆ったり壁を立ち上げるなどして、目立たないよう修繕している。		
		屋外設備等		D-1 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する D-1-1 目隠し壁や植栽スペースは、建物と一体的な上屋を設ける・緑でカバーするなどの修繕をしている。
				D-1-3 雨水管や手すり、フェンス等は目立たないよう、設置場所や色彩に配慮している。
				D-1-4 屋外空調機などの付帯設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置している。
D-2 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る D-2-1 外階段は、ルーバーで覆う・建物の一部に取り込む等の修繕をしている。				
外構	E-1 まち並みに表情を持たせるよう、敷地の後部部のデザインを工夫する E-1-1 通りに面したオープンスペースや植栽を設けている。 E-1-2 敷地のコーナー部はシンボルとなるようデザインを工夫している。 E-1-3 樹・植のデザイン等において、周辺と共通要素を持たせている。 E-1-4 樹形は生垣等の植を用い、緑を連続させている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 境界部は生垣とし、生垣越しに見えるように中木も配置している ・ 中木の一部は、紅葉する樹種としている 		
	E-1-5 植栽のきり、階段部、壁の凸凹部などに緑を配し、アクセントとしている。			
	E-1-6 小径のなな木、紅葉する木竹実のなる木などを植えている。			
	E-4 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める			

V 景観づくりに活用できる制度

市民の皆さんが協力して取り組む景観づくりについて、支援するための制度を用意しています。これらを活用して、潤いある良好なまち並みづくりに取り組みましょう。

①三軒協定制度による隣接する敷地での景観づくり

- ・隣り合った三軒以上の人たちが、花や緑（ガーデニング）・外構・外壁改修などの景観づくりを協力して行い、市が支援をする、戸田市独自の制度です。認定を受けた三軒協定地区に対しては、一定の条件で補助金があります。

三軒協定による補助対象と補助率

区分	補助対象経費	補助率	限度額
区分1	建築物の外壁塗装、修繕工事などに要する費用	2分の1	50万円
区分2	門・塀・柵・花壇の築造、改造などに要する費用	2分の1	30万円
区分3	花・苗木の植栽、その他景観に寄与するものの設置に要する費用	2分の1	10万円

②地域の特性に応じた景観ルールによる景観づくり

- ・地域ごとに自主的に定める、「景観づくり協定地区^{※1}」や「景観協定^{※2}」などの景観ルールの仕組みがあります。また、望ましい景観ルールを市に提案できる「景観計画提案制度^{※3}」もあります。
- ・どのようなまち並みをつくっていくのか、次の世代に受け継ぎたい景観はどんな景観なのかを、住民のみなさんで話し合い、共有します。それをもとに、必要なルールをみなさんで考えます。必要に応じて、専門家のサポートが受けられますので、市にご相談ください。

※1 景観づくり協定地区…一定の区域において、景観形成の目標やルールを定めるもの

※2 景観協定…一団の土地において、土地所有者等全員の合意により、景観上の自主的な規制を行うもの

※3 景観計画提案制度…一定の要件を満たした土地の区域について、住民等が景観計画の提案を行うもの

【参考】景観形成方針図

凡例

景観形成軸

- 都市軸
- 生活圏構成軸
- 水辺軸
- 緑の軸
- 生活の道ネットワーク
- 地域のシンボルとなる道
- まちかど景観

景観形成拠点

- 中心拠点
- 工業拠点
- 文化・行政拠点
- 緑の拠点
- 水辺の拠点
- 景観重要樹木
- 景観重要公共施設
- 三軒協定認定地区 (2箇所以上)
- 公園 (都市計画公園/その他の公園・広場)
- 保存樹林
- 保存樹木
- 保存生け垣
- 市民緑地/緩衝緑地
- 生産緑地
- 土に親しむ広場 (市民農園)
- 水門
- 神社
- お寺
- その他の歴史的な景観資源
- スポーツ・レクリエーション
- 小・中学校および高校
- 福祉・保健サービス
- 行政サービス
- 地域のシンボルとなる公共建築物

地区(エリア)

- 都市景観条例に基づく景観づくり推進地区
- 景観形成の骨格とすべき地区

面(ゾーン)

- 住居系土地利用**
 - 専用住宅地
 - 一般住宅地
- 工業系土地利用**
 - 工業地
- 商業系土地利用**
 - 拠点商業地
 - 沿道型商業地
 - 沿道型近隣商業地
- 複合系土地利用**
 - 住工共生地
 - 沿道型複合地



(第2次戸田市景観計画の、地域別景観形成方針図を統合し作成)